

平成21年4月1日
地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第5号

地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条第2項に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第3条の規定の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第3条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、新興感染症看護手当、ベースアップ評価料手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第11条及び第14条から第17条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(給与の口座振替による支払)

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

(給与からの控除)

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

(給料表)

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 研究職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(別表第3)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

エ 医療職給料表(4)

オ 医療職給料表(5)

(4) 技能職給料表(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第5に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)のとおりとする。

(初任給の基準)

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級、八級及び九級

イ 研究職給料表の職務の級四級及び五級

ウ 医療職給料表(1)の職務の級三級及び四級

エ 医療職給料表(2)の職務の級六級

オ 医療職給料表(3)の職務の級六級

カ 医療職給料表(4)の職務の級四級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第6に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める資格を有していること。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第7に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第9条又は第10条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第8に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 4 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 5 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第9に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。
- 6 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。
- 7 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
 - (1) 国家公務員及び地方公務員
 - (2) 他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員
 - (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
- 8 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第6項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
- 9 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第2項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第6項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。
- 10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 12 職員のうち、就業規則第52条の規定により再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、就業規則第52条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇格)

- 第9条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第9条の2 職員を降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

(降格の場合の号給)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあっては、3号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がい状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
- 3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、新興感染症看護手当及びベースアップ評価料手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。
- 5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

- 第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第18条に規定する休日及び同規則第19条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

- 第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第4条第1項に規定する給料表を適用することが適当でないと認められる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。
- 2 給料の調整を行う職は、別表第11に定める給料の調整に係る適用区分表(以下「適用区分表」という。)の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、再雇用職員にあっては、就業規則第52条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第11の2に掲げる額
 - 二 再雇用職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第11の3に掲げる額
- 5 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{分}$ の25をこえてはならない。
- 6 第25条及び第29条の規定は、第1項の規定により給料の調整額を支給される者には適用しない。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第12のとおりとし、支給額は別表第12の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第17条の2、第25条、第33条及び第34条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。ただし、管理又は監督の地位にある職員が管理又は監督の地位にない職員の職務を兼ねる場合にあっては、当該職務については第33条及び第34条の規定を適用する。

(役職手当)

第17条の2 役職手当は、特定の事務を管理・調整し、その事務に従事する職員を指揮する地位にある職員に支給する。

- 2 役職手当を支給する職及び支給額は別表第12の3に掲げるとおりとする。
- 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、役職手当は支給することができない。

(初任給調整手当)

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第13に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級かつ病院長の職務にあるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「病院長等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「副病院長等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族(病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、病院長等から病院長等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(病院長等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び病院長等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至

った者がある場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、病院長等から病院長等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が病院長等以外の職員となった日、職員に扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合において その職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌日（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、病院長等以外の職員から病院長等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が病院長等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出にかかるものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（病院長等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある病院長等が病院長等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある副病院長等が副病院長等及び病院長等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で病院長等以外の者が病院長等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で副病院長等及び病院長等以外のものが副病院長等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前項の規定に関わらず、平成22年3月31日までの間、同項中「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
- (2) 第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ

通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用職員で、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、それぞれ次に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。)とする。

ア 自動車(自動二輪車を除く。)を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第14の表に掲げる額

イ 自動車(自動二輪車を除く。)以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第14の表に掲げる額

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号において「特別急行列車等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が40,000

0円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項第1号に規定する通勤手当にあつては、支給単位期間に係る最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関

し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉業務手当
- (2) 放射線取扱手当
- (3) 夜間看護等手当
- (4) 救急診療待機手当
- (5) 削除
- (6) 日深勤務特別手当
- (7) 救急患者対応手当
- (8) 応援診療手当
- (9) 防疫等業務手当
- (10) 削除
- (11) 深夜集中治療室巡視手当
- (12) 解剖補助作業手当
- (13) 手術補助作業手当
- (14) 航空手当
- (15) 救急自動車運転手当
- (16) 災害時派遣手当

(社会福祉業務手当)

第25条 社会福祉業務手当は、リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が、精神障害者その他これらに準ずる者に対して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき11,800円とする。

(放射線取扱手当)

第26条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第8条第2項及び第3項(ただし書を除く。)に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。)に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和3

5年総理府令第56号)第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第27条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 看護師、准看護師若しくは介護福祉士が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護及び介護等の業務に従事したとき。
- (2) 研究職給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者(救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療室等に入院している患者をいう。次項において同じ。)に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員が、待機を命ぜられた期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、所定の勤務時間以外の時間において1時間以上手術等の業務に従事したとき。

2 前項第1号の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 7,300円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満である場合 3,550円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
- (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

3 第1項第2号の手当の額は、勤務1回につき1,700円とする。

(救急診療待機手当)

第27条の2 救急診療待機手当は次の場合に支給する。

- (1) 循環器・脳脊髄センターにおいて、年間を通じ恒常的に発生が見込まれる脳・循環器疾患の急患対応又は手術業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士及び臨床検査技師に支給する。
- (2) リハビリテーション・精神医療センターにおいて、年間を通じ恒常的に発生が見込まれる精神科救急業務又は入院患者の病状の急変等に伴う検査業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた精神保健指定医及び診療放射線技師に支給する。

2 前項に掲げる手当の額は、待機1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 8時30分から17時15分までの待機命令 1,200円
- (2) 17時15分から8時30分までの待機命令 1,200円
- (3) 8時30分から翌8時30分までの待機命令 2,400円

3 待機命令を受けた職員がやむを得ない理由により他の者に待機を交代した場合、それぞれの待機時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)に応じて、前号各号に規定する額を案分した額(50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円とする。)を、当初に命令を受けた待機者及び交替後の待機者にそれぞれ支給する。

第27条の3 削除

(日深勤務特別手当)

第27条の4 日深勤務特別手当は、リハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員が、就業規則第14条に規定するシフト勤務で日勤に続き深夜勤に従事する場合で、高速自動車道を利用した出勤が理事長が別に定める基準に照らして労働環境の改善に相当程度資するものであると認められる職員（高速自動車道を利用する距離が15キロメートル未満であるものを除く。）に支給する。

- 2 前項の手当の額は、原則として日勤に続き深夜勤に従事したときの出勤時に係る高速料金の実費額とする。
- 3 前2項の規定は、第22条第3項又は同条第4項の規定による通勤手当を支給される者には適用しない。
- 4 その他日深勤務特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(救急患者対応手当)

第27条の5 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻まで、就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日において、救急の外来患者に対応した場合、救急患者対応手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) リハビリテーション・精神医療センターにおける精神科救急の外来患者（入院の場合）1人につき
7,000円
- (2) リハビリテーション・精神医療センターにおける精神科救急の外来患者（入院以外の場合）1人につき
3,000円
- (3) その他救急の外来患者（入院の場合）1人につき
4,000円

(応援診療手当)

第27条の6 応援診療手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が通常勤務するセンター以外の法人内の他のセンターの応援診療業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる応援診療業務1回につき各号に定めるとおりとする。

- (1) 通常勤務するセンター以外の法人内の他のセンターにおいて行うもの 50,000円
- (2) 前号以外の画像診断業務 1,500円

- 3 前2項に規定するもののほか、応援診療手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(防疫等業務手当)

第27条の7 防疫等業務手当は、職員が感染症（理事長が別に定めるものに限る。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行う業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（患者等の身体に接触して又は患者等

に長時間にわたり接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

第27条の8 削除

(深夜集中治療室巡視手当)

第27条の9 深夜集中治療室巡視手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、午後10時から翌日の午前5時までの間に、集中治療室における定時的巡視を伴う就業規則第24条に規定する勤務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、就業規則第24条に規定する勤務1回につき25,000円とする。

(解剖補助作業手当)

第28条 解剖補助作業手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)が死体の解剖の補助作業に直接従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、死体1体につき620円とする。

(手術補助作業手当)

第29条 手術補助作業手当は、循環器・脳脊髄センターに勤務する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)が手術の補助作業に直接従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき280円とする。

(航空手当)

第30条 航空手当は、職員が、回転翼航空機に搭乗し、救急医療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。

3 航空手当を支給される搭乗時間のうち、夜間(日没時から日出時までの間をいう。)の飛行がある場合、1時間につき前項の規定による額にその100分の30に相当する額を加算する。

(救急自動車運転手当)

第31条 循環器・脳脊髄センターに勤務する技能職給料表の適用を受ける職員で、運転業務に従事するものが救急自動車を運転し、救急医療の補助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき330円とする。

(災害時派遣手当)

第31条の2 災害時派遣手当は、職員が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害発生時(これに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含む。)の医療・救護活動に従事した場合に支給する。

2 災害時派遣手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 20,400円

(2) 医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、医療職給料表(4)、医療職給料表(5)及び研究職給料表の適用を受ける職員 18,000円

(3) 前2号以外の職員 15,000円

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する業務への従事に対し他の団体から相応の手当等が別に支給される場合は支給しない。ただし、その支給される額が前項の規定による額に満たない場合はその差額に相当する額を支給額とする。

(産業医手当)

第31条の3 産業医手当は、地方独立行政法人秋田県立病院機構安全衛生管理規程第12条に規定する産業医に選任された職員に支給する。

2 産業医手当の月額は、10,000円とする。

(新興感染症看護手当)

第31条の4 医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、循環器・脳脊髄センターに勤務する者に新興感染症看護手当を支給する。

2 新興感染症看護手当の額は、月額12,000円(再雇用職員にあつては、12,000円に就業規則第52条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第11条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、新興感染症看護手当は支給することができない。

(ベースアップ評価料手当)

第31条の5 循環器・脳脊髄センターもしくはリハビリテーション・精神医療センターにおいて医療に従事する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者にベースアップ評価料手当を支給する。

(1) 事務職給料表の適用を受ける職員のうち、医師事務作業補助業務に従事する者

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

(4) 医療職給料表(4)の適用を受ける職員

(5) 医療職給料表(5)の適用を受ける職員

(6) 技能職給料表の適用を受ける職員のうち、滅菌又は看護補助業務に従事する者

2 ベースアップ評価料手当の月額は、給料の月額に100分の2.675を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき

理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第33条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間外に勤務を命じられ、所定の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 就業規則第19条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給にかかる時間に対しては、当該時間1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合には、100分の75)から第33条第1項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 再雇用職員が、就業規則第19条第3項の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第2項の規定は適用しない。

(休日勤務手当)

第34条 就業規則第18条第1項第二号及び第三号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第35条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第36条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、当該各号に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 30,000円
- (2) リハビリテーション・精神医療センターにおける看護業務の管理又は監督の業務を主として行う宿日直勤務 7,900円

3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第37条 第17条第1項に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の理由により休日等に勤務した場合又は所定の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために1時間以上手術等の業務に従事した場合及び業務の都合上特別に勤務を割り振りされた場合、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 別表第12の規定による区分が1種 12,000円
- (2) 別表第12の規定による区分が2種 10,000円
- (3) 別表第12の規定による区分が3種 8,000円
- (4) 別表第12の規定による区分が4種及び5種 6,000円
- (5) 別表第12の規定による区分が6種及び7種 4,000円

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、休日等又は所定の勤務時間以外の時間において手術業務に従事し、当該休日等又は所定の勤務時間以外の時間における従事

時間が2時間を超えることとなる場合は、その超えることとなる時間1時間につき、4,000円を支給する。なお、その超えることとなる時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間とする。

- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、第17条第1項に規定する職員が就業規則第12条第1項に規定する終業の時刻から始業の時刻まで、就業規則第18条第1項各号に規定する休日及び就業規則第19条に規定する週休日において就業規則第12条第1項に規定する始業の時刻から終業の時刻まで、業務の都合上診療行為を行うために特別に勤務した場合は、勤務1回につき、次の額の管理職特別勤務手当を支給する。 30,000円

(特定の職員についての適用除外)

- 第38条 第8条第2項から第11項まで、第9条から第13条まで、第17条から第21条まで、第23条、第31条の3、第37条及び第44条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第38条の2 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- (1) 給料
- (2) 役職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当(給料の月額に対するものに限る。)
- (5) 特殊勤務手当(その額が月額で定められているものに限る。)
- (6) 新興感染症看護手当
- (7) ベースアップ評価料手当
- (8) 寒冷地手当

- 2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

- 3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

- 第39条 第32条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第33条から第35条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第42条においてこれらの日を「支給日」（これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。））に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（第45条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第43条第2項において「特定幹部職員」という。））にあつては、100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及びベースアップ評価料手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第15で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当及びベースアップ評価料手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員（第17条第2項の規定による管理職手当の区分が一種又は二種の職を占める職員。以下「管理監督職員」という。））にあつては、その額に給料月額の100分に25を超えない範囲で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第79条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第53条第2項の規定により解雇された職員（同項第3号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給一時差し止め）

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当

該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第43条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ第40条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第53条第2項第2号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合（第4項において「期間率」という。）に職員の勤務成績による割合（第5項において「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額、これに対する地域手当及びベースアップ評価料手当の月額の合計額とする。

4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定める割合とする。

5 成績率は理事長が定めるものとする。

6 第40条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第43条第3項」と読み替えるものとする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第44条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において秋田県内に在勤する職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800円	10,200円	7,360円

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第45条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、ベースアップ評価料手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、ベースアップ評価料手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、同規則第42条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及びベースアップ評価料手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が同規則第42条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、ベースアップ評価料手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第45条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第46条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(補則)

第47条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(法人移行職員に係る給料の決定)

2 地方独立行政法人秋田県立病院機構(以下「法人」という。)の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例(平成21年秋田県条例第27号)第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
研究職給料表	研究職給料表
医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
医療職給料表(3)	医療職給料表(3)
現業職給料表	技能職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第6項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条から第12条の規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とし、次の各号に掲げる手当についても給料の月額と同様にして得た額とする。

- 一 給料の調整額
- 二 管理職手当
- 三 管理職員特別勤務手当

- 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 法人に任期を付して採用された職員
 - 二 再雇用職員
 - 三 医療職給料表（１）の適用を受ける職員
 - 四 就業規則第４１条の７第１項第一号又は第二号の規定（同条第２項の規定により異動期間が延長された場合を含む。）により勤務している職員
- 6 就業規則第４１条の５第１項本文に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第８項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第４項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第４項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第８条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第８条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第４項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第６項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長の定めるところにより、同項及び附則第７項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第６項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第１６条第３項、同条第４項、第２０条第２項及び第４０条第５項（第４３条第６項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第１６条第３項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第６項又は第８項の規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」と、同条第４項、第２０条第２項及び第４０条第５項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額の合計額」とする。
- 10 附則第４項から前項までに定めるもののほか、附則第４項の規定による給料月額、附則第６項の規定による給料その他附則第４項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

11 第31条の5の規定は、令和8年5月31日限り、効力を失う。

附 則（平成21年6月10日改正）

- この規程は、平成21年6月10日から施行する。（平成21年6月支給の期末・勤勉手当の凍結）
- この規程による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。
- 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規程に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱については、今後の経済情勢の変化を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この規程による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程の一部を改正する規定（以下この表において「改正後の規定」という。）附則第4項の規定による読替え前の改正後の規定第40条第2項	改正後の規程附則第4項の規定による読替え後の改正後の規程第40条第2項
改正後の規程附則第4項の規定による読替え前の改正前の規程第43条第2項	改正後の規程附則第4項の規定による読替え後の改正後の規程第43条第2項

附 則（平成21年9月9日改正）

この規程は、平成21年9月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。（宿日直手当の引き上げ）

附 則（平成21年11月25日改正）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。（自宅居住者の住居手当廃止、12月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、12月以降に支給する期勤勉手当の削減、若年層及び医師を除く給料月額引き下げ）ただし、改正規程第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。（期末手当の支給割合、特定幹部職員の勤勉手当の支給割合）

附 則（平成22年1月13日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（救急診療待機手当の新設）

附 則（平成22年2月10日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（介護福祉士給料表新設）

附 則（平成22年3月29日改正）

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。（通勤手当の特別急行料金等の全額支給、時間外勤務手当支給割合の引き上げ）
（通勤手当に関する経過措置）

2 この規程の施行の際現に職員である者（この規程の施行前から引き続き職員である者に限る。）のうち、この規程による改正後の職員給与規程第22条第3項の規定により支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて通勤手当を支給する。

附 則（平成22年3月29日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（事務職員管理職定手の2%引き下げ、夜間等特別巡回診療手当の新設）ただし、第15条の規定は平成22年3月1日から適用する。（職員死亡時の給料支給方法）

附 則（平成22年11月26日改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。（12月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、医師を除く中高年齢層の給与月額引き下げ、55歳を超える職員の給料月額の減額）ただし、第27条の4の規定（日深勤務特別手当の新設）は平成23年2月1日から適用する。

附 則（平成23年2月9日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（管理監督の地位にある職員に対する夜間看護等手当の支給額の増額）

附 則（平成23年3月9日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（リハセン組織改正に伴う改正（別表第12関係））

附 則（平成23年5月11日改正）

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年3月11日から適用する。（災害時派遣手当の新設）

附 則（平成23年8月10日改正）

この規程は、平成23年8月10日から施行する。（給料調整の対象にリハセン介護福祉士を追加）

附 則（平成23年11月30日改正）

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する（12月に支給する期末手当の支給割合の引き上げ、医師を除く中高年齢層の給与月額引き下げ）。ただし改正規程第2条の規定は平成24年4月1日から施行する（期末手当の支給割合）。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下この項において「職員給与規程」という。）附則第10項の規定により読み替えられた第1条の規定による改正後の職員給与規程第40条第2項から第5項まで（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員育児・介護休業規程第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第45条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項（同規程附則第3項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この号において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(規程第23条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数(同年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から16号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から108号給まで

	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
医療職給料表(4)	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から48号給まで
技能職給料表	1級	1号給から121号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から76号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から20号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

附 則(平成24年3月14日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(リハセン及び脳研の組織改正に伴う改正(別表第11及び別表第12関係))

附 則(平成24年4月18日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(6年制大学を卒業した薬剤師の初任給の制定及び昇格時号給対応表の改正(別表第7、第8及び第10関係))

附 則(平成24年9月19日改正)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。(救急診療待機手当の支給対象職種の改正)

附 則(平成24年10月31日改正)

1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。(県の緊急的経済・雇用対策に資するための一定期間の給料月額減額措置)

(経過措置)

2 附則第8項の規定の適用を受ける職員に係るこの規定による改正後の職員給与規定附則第14項の規定の適用については、同項中「第3項の」とあるのは、「第3項並びに附則第8項の」とする。

附 則（平成25年1月16日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する（昇格時号給対応表の改正）。ただし改正規程第2条の規定は平成25年1月16日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則（平成25年3月13日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（管理職員の所定外労働に対する手当支給対象の拡大）

附 則（平成25年7月31日改正）

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。（県派遣職員の一定期間の給料月額減額措置）

（経過措置）

2 附則第8項の規定の適用を受ける職員に係るこの規定による改正後の職員給与規程附則第15項の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「前項並びに附則第8項」と、「(同項)」とあるのは「(前項)」とする。

附 則（平成26年3月26日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（管理職手当に技師長等を追加、役職手当の新設、55歳を超える職員の昇給停止、通勤手当の特別料金等加算における人事異動要件の撤廃、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ、給与構造改革における現給保障の段階的廃止、職員の給料月額減額措置の終了、組織改正に伴う別表第5、第11及び第12の改正）

附 則（平成26年11月26日改正）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、改正規程第1条中別表第14の規定は平成27年1月1日から、改正規程第1条中第38条の規定、附則第4項の規定及び改正規程第2条の規定は平成27年4月1日から適用する。（勤務1時間当たり給与の算定基礎に新たな月額手当を追加、勤勉手当支給割合の引き上げ、通勤手当支給限度額等の引き上げ）

附 則（平成27年3月25日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（救急診療待機手当の支給対象に循環器疾患に係る急患対応を加えるとともに支給対象職種として臨床検査技師を加える。）

附 則（平成27年12月25日改正）

1 この規程は、平成27年12月25日から施行する。（①初任給及び若年層の給料月額の引き上げ、12月支給勤勉手当・給料の調整額の調整基本額・初任給調整手当の引き上げ等、②世代間の給与配分の見直しを踏まえた給料表の改定、勤勉手当・地域手当の支給割合の改定、単身赴任手当の引き上げ等）

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第43条第2

項の改正規定（同項第1号中「附則第2項第4号」を「附則第3項第4号」に改める部分を除く。）及び附則第5項の改正規定（「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする部分を除く。）、附則第4項から第10項まで、附則第12項の規定 平成28年1月1日

(2) 第2条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 平成28年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第10、別表第11の2及び別表第13の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与規程第43条第2項及び附則第5項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 平成28年1月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日における給料の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成30年12月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。

6 切替日の前日に第2条による改正前の給与規程附則第8項から第11項までの規定による給料（以下「平成18年改正給料」という。）を受けていた職員で、その者の受ける給料月額（第2条の規定による改正後の給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられている職員にあっては、同項の規定による減額後の給料月額）が同日において受けていた給料月額（同条の規定による改正前の給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられている職員にあっては、同項の規定による減額後の給料月額）と平成18年改正給料との合計額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、前項の規定にかかわらず、切替日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与規程第40条第4項（給与規程第43条第6項において準用する場合及び育児・介護休業規程（平成21年4月1日地方独立行政法人

秋田県立病院機構規程第6号)第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第40条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年地方独立行政法人秋田県立病院機構規程第12号)附則第5項から第8項までの規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」とする。

(経過措置)

- 10 切替日から平成28年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程第20条第2項に定める域手当の支給割合は、100分の15.5とする。
- 11 平成27年4月1日から平成27年12月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職調整等における号給の調整以外の事由によりその号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規程に定める号給がこの規程による改正前の給与規程に定める号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規程の規定にかかわらず、改正前の給与規程の規定による号給とするものとする。
- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年3月23日改正)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規程別表第10及び別表第13については平成28年1月1日から施行する。(夜間看護等手当の見直し、救急患者対応手当の創設、管理職員特別勤務手当の支給基準の見直し等、給与制度の総合的見直しによる初任給調整手当、昇格時号給対応表の改正)

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日から同年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程別表第10を適用する場合の号給がこの規程による改正前の規程別表第10を適用する場合の号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年5月18日改正)

- 1 この規程は、平成28年5月18日から施行する。ただし、この規程による改正後の規程別表第15については、平成28年4月1日から施行する。(期末勤勉手当基礎額の加算割合の改正等(別表第15関係)
- (経過措置)
- 2 平成28年3月31日時点において、改正後の規程別表第15を適用する場合の加算割合がこの規程による改正前の規程別表第15を適用する場合の加算割合に達しない職員の当該適用又は異動の日における加算割合については、改正後の規程の規定に関わらず、改正前の規程の規定による加算割合とするものとする。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年11月30日改正）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
- 2 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程第43条第2項の改正規定及び附則第6項）の改正規定 平成29年4月1日

附 則（平成29年1月18日改正）

- 1 この規程は、平成29年1月18日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第19条の改正規定 平成29年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第10、及び別表第13の規定は平成28年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。
（令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 4 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後の給与規程」という。）第19条第1項ただし書及び第19条第7項第3号から第6号までの規定は適用しない。
- 5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における第2条改正後の給与規程第19条第1項ただし書並びに第19条第7項第3号及び第5号の規定は適用しない。
- 6 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成29年11月15日改正）

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
- 2 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程第43条第2項の改正規定及び附則第5項）の改正規定 平成30年4月1日

附 則（平成30年11月28日改正）

この規程は、平成30年11月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。（管理監督職員の所定外労働に対する手当支給基準の見直し）

附 則（平成30年12月25日改正）

1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条（地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第40条第1項の改正規定、同条第2項の改正規程（「及び附則第5項」を削る部分に限る。）及び同条第3項の改正規定並びに第43条第1項の改正規程及び同条第2項の改正規程（「及び附則第2項第4号」を削る部分に限る。）及び第3条（地方独立行政法人秋田県立病院機構育児・介護休業規程）並びに附則第4項
平成31年1月1日

(2) 第2条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 平成31年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第10及び別表第13の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与規程第43条第2項及び附則第5項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

4 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成31年2月20日改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。（①脳血管研究センターの病院名称及び所属長職の変更、②研究所長及びセンター長の職の設置に伴い管理職手当を支給する職及び区分の規定について整理）

附 則（平成31年3月13日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（①リハビリテーション・精神医療センターの組織改正及び所属長職の名称変更に伴う関係規定の整理、②夜間看護等手当の見直し、標準職務、給料の調整に係る適用区分、管理職手当を支給する職及び区分について改める）ただし、改正規程第3条中第27条の規定は平成31年3月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月22日改正）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。（応援診療手当の新設）

附 則（令和元年12月19日改正）

（施行期日等）

1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。（①令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合を引き上げ、②給料月額を引き上げ、③昇格時号給対応表の改定、④初任給調整手当の引き上げ）ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。（①勤務1時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に寒冷地手当を追加、②令和2年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を引き下げ）

2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4まで、別表第7、別表第10及び別表第13の規定は平成31年4月1日から、

第1条の規定による改正後の給与規程第43条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与規程を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年3月12日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(①対象職員に再雇用職員及び臨時的代替職員を追加、②再雇用職員に支給する給料及び手当を追加)

附 則 (令和2年4月16日改正)

この規程は、令和2年4月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。(救急診療待機手当の支給対象に入院患者の病状の急変等に伴う検査業務を加えるとともに支給対象職種として診療放射線技師を加える。)

附 則 (令和2年5月29日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。(公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士に適用する医療職給料表(5)を新設)
(医療職給料表(5)適用職員の給料表の切替え)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者については、施行日において医療職給料表(5)を適用するものとする。
- 3 施行日の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、施行日において医療職給料表(5)の適用を受けることとなる職員の給料表の職務の級及び号給は、施行日の前日に受けていた事務職給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

附 則 (令和2年7月20日改正)

この規程は、令和2年7月20日から施行し、令和2年2月8日から適用する。(災害時派遣手当の支給要件である「災害救助法の適用を受ける災害発生時」に「これに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含む。」を加える。)

附 則 (令和2年10月26日改正)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。(本部の組織改正に伴う標準的な職務、管理職手当を支給する職及び区分、管理職手当の支給額、役職手当を支給する職及び支給額、期末手当の加算を受ける職員について改める。)

附 則 (令和3年1月21日改正)

この規程は、令和3年1月21日から施行し、令和2年2月8日から適用する。(防疫等業務手当の新設)

附 則 (令和3年9月16日改正)

この規程は、令和3年9月16日から施行し、次のとおり適用する。

令和3年4月21日 (コロナワクチン接種業務手当の新設)

令和3年8月23日 (防疫等業務手当の拡充)

附 則 (令和4年3月11日改正)

この規程は、令和4年3月14日から施行し、令和4年2月1日から適用する。(新興感染症看護手当の新設等)

附 則 (令和4年9月15日改正)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。(新興感染症看護手当の額の改正)

附 則 (令和4年12月15日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。(給料月額引き上げ及び昇格時号給対応表の改正)

(給与の内払)

2 第1条の規定による改正後の給与規程(以下「改正後の規程」という。)を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程(以下「改正前の規程」という。)に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(経過措置)

3 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

4 この規定の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和5年3月16日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(①定年延長に伴う改正、②画像診断業務にかかる応援診療手当の創設、②深夜集中治療室巡視手当の創設、③宿日直手当、夜間等特別巡回診療手当及び管理職員特別勤務手当の見直し、④その他所要の規定の整理)

附 則（令和5年4月20日改正）

1 この規程は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（①初任給基準号数の引き上げ、②再雇用職員に適用する給料の調整基本額別表の新設、③定年引き上げに伴う給料7割措置に給料の調整額、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を追加）

（初任給基準号数の引き上げに関する経過措置）

2 この規程の第1条による改正後の職員給与規程（以下この項から第4項において「改正後の規程」という。）第8条第5項及び第6項の規定により号給を調整されることとなる職員であって、この規程の適用の日（次項から第4項において「適用日」という。）前から引き続き在職する職員との均衡上特に必要があると認められるものの号給については、改正後の規程第8条第5項及び第6項の規定にかかわらず、理事長が別に定める号給とする。

3 適用日前から引き続き在職する職員であって、適用日以後に採用された職員との均衡上特に必要があると認められるものの号給について、理事長は必要な調整を行うことができる。

（給料の調整額に関する経過措置）

4 適用日の前日に再雇用職員として勤務し、引き続き法人に雇用された再雇用職員及び適用日の前日に定年退職した再雇用職員に適用する調整基本額は、改正後の規程第16条の規定にかかわらず、この規程の第1条による改正前の職員給与規程の規定によるものとする。

附 則（令和5年6月22日改正）

この規程は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（再雇用職員に適用する給料の調整基本額に係る経過措置適用対象に令和5年3月31日定年退職した再雇用職員を追加）

附 則（令和5年12月21日改正）

（施行期日等）

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。（給料月額引き上げ、初任給調整手当引き上げ及び昇格時号給対応表の改正）

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下この項から第4項において「改正後の規程」という。）別表第1から第4まで、別表第10から第10の2まで及び別表第13の規定は令和5年4月1日から、改正後の規程第43条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

4 令和5年4月1日からこの規程の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号

給とするものとする。

- 5 この規程の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和6年3月21日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年規程第1号第1条の規定による第3条、第14条第3項、第31条の5、第38条の2第1項、第40条第4項から第5項、第43条第3項及び第45条第2項から第5項の改正後の規定は、令和6年2月1日から適用する。（①新型コロナウイルス感染症の特例的な取扱い終了に伴うコロナワクチン接種業務手当の廃止及び防疫等業務手当の支給額並びに支給要件の見直し。②リハセンリハビリ科医師宿日直許可が得られたことによる夜間勤務体制変更に伴う夜間等特別巡回診療手当の廃止。③リハセン看護師長当直にかかる宿日直手当の引き上げ。④循脳センター看護部二交代勤務導入にかかる夜間看護等手当の額の追加。⑤看護補助処遇改善手当の新設）

（防疫等業務手当にかかる経過措置）

- 2 令和6年規程第1号第2条の規定による改正前の職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第27条の2の規定により防疫等業務手当の支給を受ける業務（以下この項において「業務」という。）について、この規程の施行日の前日以前から施行日以後も引き続いて業務を行った場合、第2条の規定による改正後の職員給与規程第27条の7の規定に関わらず、改正前の規程第27条の2の規定により防疫等業務手当を支給するものとする。

附 則（令和6年5月16日改正）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。（看護補助処遇改善手当の改称（ベースアップ評価料手当）、支給対象となる給料表・職種の追加、支給額の引き上げ及び令和8年5月31日限り失効する旨の附則の追加）

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098	324,957	367,601	412,659	462,544
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210	327,170	370,216	415,073	465,662
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222	329,383	372,630	417,587	468,679
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133	331,394	375,044	420,001	471,696
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943	333,406	376,955	421,912	474,714
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753	335,417	379,469	424,024	477,731
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362	337,328	381,782	426,136	480,748
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972	339,239	384,297	428,348	483,866
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581	341,150	386,710	430,259	486,581
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794	343,161	389,325	432,371	489,699
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006	345,173	391,940	434,484	492,716
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018	347,184	394,555	436,394	495,834
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029	348,995	396,868	438,104	498,550
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041	351,006	399,182	439,915	500,863
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952	352,917	401,394	441,825	503,176
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863	354,828	403,708	443,736	505,489
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773	356,538	405,518	445,547	507,501
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785	358,549	407,429	447,357	508,909
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696	360,360	409,340	449,167	510,418
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607	362,271	411,150	450,877	511,826
再雇 用職 員以 外の 職員	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317	364,182	412,960	452,688	513,033
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328	366,093	414,771	454,196	514,441
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340	368,003	416,581	455,604	515,949
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250	369,914	418,392	457,113	517,458
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659	371,825	420,001	458,521	518,564
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569	373,736	421,509	459,828	519,671
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480	375,647	423,018	461,136	520,877
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391	377,558	424,527	462,343	522,084
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001	379,067	426,035	463,349	523,090
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911	380,877	427,343	464,053	523,995
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722	382,687	428,650	464,857	524,900
	32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532	384,297	429,857	465,561	525,806
	33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342	386,006	431,064	466,265	526,610
	34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153	387,414	432,371	467,070	527,515
	35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863	388,822	433,679	467,774	528,219
	36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572	390,231	434,886	468,377	528,722
	37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980	391,639	436,093	468,880	529,426
	38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288	392,845	436,897	469,484	530,030
	39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595	394,052	437,702	470,087	530,834
	40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003	395,058	438,507	470,691	531,438
	41	219,052	261,696	299,914	344,871	369,110	396,164	439,110	471,193	531,941
	42	220,158	262,903	301,523	346,782	370,015	397,371	439,814	471,696	
	43	221,164	264,009	303,032	348,592	371,021	398,478	440,518	472,099	
	44	222,170	265,115	304,541	350,403	372,127	399,584	441,222	472,400	

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職務 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	223,075	266,222	306,150	351,911	372,932	400,288	442,027	472,702	円
	46	223,980	267,328	307,759	353,319	373,837	400,992	442,831		
	47	224,885	268,434	309,368	354,728	374,742	401,696	443,234		
	48	225,790	269,440	310,877	356,236	375,547	402,400	443,938		
	49	226,696	270,446	311,782	357,745	376,351	403,004	444,440		
	50	227,601	271,451	313,291	358,549	377,156	403,607	444,843		
	51	228,506	272,457	314,799	359,555	377,960	404,110	445,245		
	52	229,411	273,362	316,408	360,561	378,664	404,512	445,647		
	53	230,216	274,268	318,018	361,466	379,368	404,914	446,050		
	54	231,121	275,173	319,627	362,572	380,072	405,216	446,452		
	55	232,026	276,078	321,135	363,478	380,776	405,518	446,854		
	56	232,831	276,983	322,644	364,483	381,480	405,820	447,156		
	57	233,132	277,888	324,052	365,388	381,983	406,121	447,458		
	58	233,937	278,793	325,259	366,093	382,587	406,423	447,860		
	59	234,641	279,699	326,365	366,797	383,190	406,725	448,162		
	60	235,244	280,604	327,472	367,400	383,894	407,027	448,463		
	61	235,848	281,610	328,176	367,802	384,297	407,328	448,765		
	62	236,552	282,615	329,081	368,406	385,001	407,630			
	63	237,155	283,520	329,886	369,110	385,604	407,932			
	64	237,658	284,426	330,690	369,814	386,208	408,233			
再雇 用職 員以 外の 職員	65	238,161	284,928	331,495	370,116	386,610	408,535			
	66	238,664	285,633	331,897	370,820	387,213	408,837			
	67	239,167	286,337	332,500	371,524	387,817	409,139			
	68	239,770	287,242	333,204	372,127	388,420	409,440			
	69	240,273	288,247	334,009	372,429	388,822	409,641			
	70	240,776	289,052	334,713	373,032	389,325	409,943			
	71	241,279	289,857	335,417	373,736	389,828	410,245			
	72	241,782	290,661	336,021	374,340	390,432	410,446			
	73	242,285	291,365	336,523	374,641	390,733	410,647			
	74	242,788	291,868	337,127	375,245	391,136	410,949			
	75	243,190	292,270	337,630	375,949	391,538	411,251			
	76	243,693	292,673	338,233	376,552	391,940	411,452			
	77	244,196	292,874	338,535	376,955	392,242	411,653			
	78	244,698	293,176	339,038	377,457	392,544	411,955			
	79	245,201	293,377	339,440	378,061	392,845	412,256			
	80	245,704	293,679	339,842	378,564	393,047	412,458			
81	246,107	293,880	340,245	379,067	393,248	412,659				
82	246,609	294,081	340,748	379,670	393,549	412,960				
83	247,012	294,383	341,250	380,173	393,851	413,262				
84	247,414	294,584	341,753	380,475	394,052	413,463				
85	247,816	294,885	342,055	380,877	394,254	413,664				
86	248,219	295,187	342,457	381,380	394,555					
87	248,621	295,489	342,960	381,782	394,857					
88	249,023	295,791	343,363	382,185	395,058					

別表第1 事務職給料表

職員の 区分	職務 の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	249,426	296,092	343,664	382,587	395,259				
	90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561				
	91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863				
	92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064				
	93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265				
	94		297,601	345,575						
	95		297,903	346,078						
	96		298,305	346,480						
	97		298,506	346,682						
	98		298,808	347,084						
	99		299,210	347,486						
	100		299,612	347,788						
	101		299,814	348,090						
	102		300,115	348,492						
	103		300,518	348,894						
	104		300,819	349,296						
再雇用 職員 以外の 職員	105		301,020	349,799						
	106		301,322	350,202						
	107		301,725	350,604						
	108		302,026	351,006						
	109		302,227	351,509						
	110		302,630	351,911						
	111		303,032	352,213						
	112		303,334	352,515						
	113		303,535	353,018						
	114		303,736							
	115		304,038							
	116		304,440							
	117		304,641							
	118		304,842							
	119		305,144							
	120		305,446							
	121		305,848							
	122		306,049							
	123		306,351							
	124		306,653							
	125		306,954							
再雇用 職員		189,785	217,443	257,673	277,184	292,371	318,018	360,058	393,449	444,943

別表第2 研究職給料表

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,434	211,308	293,276	340,848	393,751
	2	164,540	214,425	295,690	342,960	396,567
	3	165,747	217,141	298,003	344,871	399,182
	4	166,853	219,655	300,316	346,581	401,897
	5	167,960	222,170	302,429	348,291	404,009
	6	169,267	223,879	304,339	349,799	406,725
	7	170,575	225,589	306,150	351,207	409,440
	8	171,882	227,500	307,860	352,414	412,156
	9	172,888	229,411	309,569	353,923	414,670
	10	174,598	231,624	311,883	355,834	417,285
	11	176,207	234,038	314,095	357,845	420,001
	12	177,917	236,049	316,509	359,555	422,616
	13	179,325	238,061	318,319	361,365	425,231
	14	181,236	240,474	320,633	363,176	427,946
	15	183,147	242,989	323,046	364,785	430,762
	16	185,158	245,302	325,360	366,294	433,478
	17	186,868	247,515	327,572	367,802	435,992
	18	188,980	249,928	329,785	369,713	438,507
	19	191,193	252,543	331,696	371,423	441,021
	20	193,204	255,058	333,607	373,334	443,435
再雇 用職 員以 外の 職員	21	195,216	257,472	335,618	374,843	445,848
	22	197,227	259,785	337,026	376,753	448,463
	23	199,239	261,997	338,233	378,463	451,078
	24	201,049	264,210	339,641	380,173	453,392
	25	202,859	266,523	341,250	381,581	455,604
	26	205,072	268,836	342,960	383,291	457,917
	27	207,184	271,049	344,771	385,202	460,432
	28	209,296	273,161	346,380	387,113	462,846
	29	211,408	275,474	347,989	388,822	465,360
	30	212,514	277,587	349,598	390,633	467,874
	31	213,822	279,497	351,006	392,544	470,389
	32	215,129	281,308	352,314	394,354	472,803
	33	216,839	283,018	353,521	395,863	475,116
	34	218,549	285,029	354,929	397,673	477,530
	35	220,359	287,041	356,236	399,282	479,943
	36	221,969	288,851	357,544	400,992	482,458
	37	223,477	290,561	358,751	402,199	484,872
	38	225,388	291,667	359,957	403,607	487,386
	39	227,299	292,773	361,164	405,015	489,800
	40	229,009	293,880	362,371	406,423	492,314
	41	230,719	294,885	363,075	407,731	494,627
	42	232,328	295,589	364,182	409,038	496,840
	43	234,038	296,092	365,388	410,547	499,053
	44	235,546	296,595	366,495	412,055	501,265

別表第2 研究職給料表

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	237,055	297,098	367,601	413,262	502,875
	46	238,563	298,003	368,808	414,469	504,383
	47	240,072	299,009	370,015	416,078	505,992
	48	241,480	299,914	371,121	417,587	507,501
	49	242,888	300,920	372,127	418,894	509,211
	50	244,598	301,926	373,434	420,302	510,619
	51	246,207	302,831	374,742	421,710	512,027
	52	247,615	303,736	375,949	423,119	513,535
	53	248,822	304,742	376,653	424,527	514,642
	54	250,431	305,647	377,659	425,935	515,849
	55	252,040	306,452	378,564	427,343	517,056
	56	253,449	307,256	379,368	428,751	518,262
	57	254,655	307,658	380,072	429,857	519,168
	58	255,862	308,362	380,776	431,165	520,173
	59	256,767	309,268	381,480	432,573	521,179
	60	257,673	309,972	382,185	433,880	522,185
	61	258,578	310,676	382,788	434,685	523,291
	62	259,382	311,681	383,492	435,590	524,196
	63	260,187	312,587	384,297	436,596	524,900
	64	260,992	313,492	385,101	437,501	525,604
再雇 用職 員以 外の 職員	65	261,796	314,296	385,705	438,406	526,409
	66	262,601	315,202	386,509	439,211	527,214
	67	263,305	316,107	387,213	439,814	528,018
	68	263,908	317,012	387,917	440,619	528,823
	69	264,512	317,917	388,521	441,021	529,527
	70	265,518	318,923	389,225	441,624	530,331
	71	266,724	319,929	389,929	442,127	531,136
	72	267,730	320,934	390,633	442,630	531,941
	73	268,937	321,437	391,337	443,133	532,645
	74	270,144	322,443	391,940		
	75	271,150	323,549	392,544		
	76	272,155	324,555	393,248		
	77	273,161	325,661	393,952		
	78	274,167	326,667	394,555		
	79	275,173	327,572	395,159		
	80	276,078	328,477	395,762		
81	277,084	329,383	396,366			
82	278,190	330,187	396,969			
83	279,296	330,891	397,572			
84	280,201	331,495	398,176			
85	281,107	331,998	398,679			
86	282,012	332,500	399,182			
87	282,917	333,003	399,685			
88	283,621	333,406	400,389			

別表第2 研究職給料表

職員 の 区分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	284,426	333,707	400,791		
	90	285,532	334,210			
	91	286,538	334,713			
	92	287,543	335,115			
	93	288,449	335,417			
	94	289,354	335,819			
	95	290,360	336,222			
	96	291,265	336,624			
	97	291,566	337,127			
	98	292,472	337,630			
	99	293,176	338,133			
	100	294,081	338,636			
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	101	294,986	339,138			
	102	295,589	339,641			
	103	296,293	340,144			
	104	296,997	340,647			
	105	297,500	341,049			
	106	298,003	341,452			
	107	298,506	341,955			
	108	298,908	342,357			
	109	299,110	342,860			
	110	299,512	343,262			
	111	299,814	343,765			
	112	300,015	344,167			
	113	300,316	344,670			
	114	300,618	345,072			
	115	300,920	345,575			
	116	301,222	345,978			
	117	301,523	346,480			
	118	301,825	346,883			
	119	302,026	347,285			
	120	302,328	347,687			
	121	302,630	348,090			
再 雇 用 職 員		219,756	261,193	286,135	328,880	387,917

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
再雇 用職 員以 外の 職員	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
再雇 用職 員以 外の 職員	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	

別表第3のア 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再雇 用職 員以 外の 職員	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
再雇 用職 員		297,300	339,700	394,300	467,400

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職 務 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,161	203,966	237,457	260,288	289,052	332,299	375,547
	2	169,569	205,575	238,765	261,394	290,862	334,311	378,162
	3	170,977	207,083	240,072	262,601	292,874	336,222	380,776
	4	172,385	208,491	241,279	263,707	294,785	338,133	383,391
	5	173,693	210,000	242,486	264,914	296,595	339,943	385,705
	6	175,503	211,207	243,693	266,121	298,607	341,955	388,420
	7	177,213	212,414	244,799	267,227	300,417	343,966	391,035
	8	178,822	213,621	245,905	268,233	302,328	345,978	393,751
	9	180,431	215,029	246,811	269,339	304,138	347,788	395,863
	10	182,141	216,537	247,917	270,043	305,748	349,900	398,075
	11	183,750	218,046	249,224	270,747	307,256	351,911	400,288
	12	185,661	219,555	250,331	271,552	308,865	353,923	402,501
	13	187,069	220,963	251,638	272,558	310,575	355,432	404,512
	14	188,879	222,471	252,845	273,564	312,486	357,443	406,524
	15	190,891	223,980	254,052	274,569	314,498	359,354	408,535
	16	192,701	225,489	255,259	275,676	316,308	361,365	410,547
	17	194,612	226,796	256,063	276,882	318,118	363,176	412,357
	18	195,819	228,104	257,270	278,391	320,029	365,187	414,268
	19	197,328	229,512	258,377	280,000	321,940	367,199	416,179
	20	198,736	230,819	259,483	281,610	323,750	369,110	417,989
再雇 用職 員以 外の 職員	21	199,943	231,925	260,690	283,118	325,561	370,820	419,800
	22	201,451	233,032	261,495	284,727	327,472	372,831	421,409
	23	202,859	234,138	262,299	286,337	329,282	374,843	423,018
	24	204,167	235,244	263,104	287,946	331,193	376,854	424,527
	25	205,776	236,351	264,009	289,555	332,903	378,262	426,035
	26	206,782	237,558	265,015	291,064	334,814	380,072	427,343
	27	207,888	238,765	266,020	292,572	336,725	381,883	428,650
	28	208,994	239,871	267,026	294,181	338,535	383,593	429,958
	29	210,201	240,877	268,233	295,489	339,842	385,302	431,265
	30	211,308	242,184	269,742	296,997	341,653	386,811	432,472
	31	212,414	243,592	271,250	298,506	343,363	388,320	433,679
	32	213,520	244,799	272,558	300,015	345,173	389,828	434,785
	33	214,928	245,805	273,765	301,523	346,883	391,136	435,992
	34	216,236	247,112	275,374	303,133	348,693	392,443	437,199
	35	217,543	248,017	276,882	304,742	350,503	393,751	438,406
	36	218,750	249,224	278,391	306,351	352,314	394,857	439,613
	37	219,756	250,431	279,699	307,658	353,923	395,963	440,920
	38	220,762	251,538	281,107	309,268	355,633	397,070	441,725
	39	221,767	252,543	282,414	310,776	357,242	398,176	442,127
	40	222,773	253,549	283,722	312,285	358,851	399,282	442,831
	41	223,678	254,454	284,828	313,894	360,058	400,087	443,334
	42	224,483	255,259	286,236	315,503	361,164	400,891	443,736
	43	225,288	256,063	287,644	317,112	362,371	401,696	444,139
	44	226,193	256,868	288,951	318,621	363,578	402,501	444,541

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 級の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	45	227,098	257,673	290,259	319,526	364,584	402,903	444,943
	46	228,003	258,880	291,868	320,934	365,388	403,506	445,346
	47	228,908	260,086	293,377	322,443	366,394	404,009	445,748
	48	229,813	261,193	294,785	324,052	367,501	404,412	446,050
	49	230,517	262,500	295,992	325,460	368,506	404,814	446,351
	50	231,423	263,808	297,500	326,768	369,512	405,116	446,754
	51	232,328	264,914	298,808	327,975	370,518	405,417	447,055
	52	233,132	265,920	300,316	329,181	371,423	405,719	447,357
	53	233,434	266,926	301,624	330,187	372,228	406,021	447,659
	54	234,239	268,032	303,032	331,193	373,032	406,323	
	55	234,842	269,138	304,440	332,199	373,937	406,624	
	56	235,546	270,245	305,748	333,104	374,742	406,926	
	57	236,150	270,949	306,753	333,607	375,245	407,228	
	58	236,753	272,055	307,960	334,512	376,049	407,529	
	59	237,256	273,161	309,167	335,317	376,854	407,831	
	60	237,759	274,066	310,575	336,222	377,659	408,233	
	61	238,362	274,871	311,883	336,926	378,061	408,435	
	62	238,865	275,877	313,089	337,227	378,765	408,736	
	63	239,368	276,782	314,296	337,730	379,469	409,038	
	64	239,971	277,687	315,503	338,334	380,072	409,340	
再雇 用職 員以 外の 職員	65	240,474	278,492	316,811	338,937	380,475	409,541	
	66	240,977	279,497	317,615	339,641	381,078		
	67	241,581	280,403	318,319	340,345	381,782		
	68	242,084	281,308	319,023	340,949	382,386		
	69	242,586	282,213	319,627	341,653	382,788		
	70	243,089	283,219	320,331	342,156	383,291		
	71	243,492	284,325	321,035	342,759	383,794		
	72	243,994	285,331	321,638	343,363	384,297		
	73	244,497	285,934	322,242	343,664	384,900		
	74	245,000	286,437	322,443	344,268	385,403		
	75	245,503	286,940	322,946	344,771	386,006		
	76	246,006	287,745	323,449	345,273	386,610		
	77	246,308	288,549	324,052	345,776	387,113		
	78	246,609	289,153	324,555	346,279	387,616		
	79	246,911	289,756	325,058	346,782	388,118		
	80	247,112	290,259	325,460	347,184	388,621		
	81	247,313	290,762	326,064	347,486	388,923		
	82	247,615	291,265	326,567	347,788	389,426		
	83	247,917	291,667	326,969	348,190	389,828		
	84	248,118	291,969	327,472	348,492	390,231		
	85	248,319	292,170	327,975	348,995	390,633		
	86		292,371	328,377	349,296			
	87		292,572	328,578	349,598			
	88		292,773	328,880	349,900			

別表第3のイ 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	89		293,176	329,282	350,302			
	90		293,377	329,684	350,604			
	91		293,578	330,087	351,006			
	92		293,779	330,489	351,308			
	93		294,181	330,791	351,710			
	94		294,383	330,992	352,012			
	95		294,584	331,394	352,314			
	96		294,885	331,696	352,615			
	97		295,187	331,897	352,917			
	98		295,388	332,199	353,319			
	99		295,589	332,500	353,722			
再雇 用職 員以 外の 職員	100		295,891	332,802	354,124			
	101		296,193	333,003	354,627			
	102		296,394	333,305	355,029			
	103		296,595	333,707	355,432			
	104		296,897	333,909	355,834			
	105		297,199	334,110	356,337			
	106			334,311				
	107			334,713				
	108			334,914				
	109			335,115				
	110			335,518				
	111			335,920				
	112			336,322				
	113			336,523				
再雇 用職 員		190,790	217,543	245,905	259,382	284,727	325,762	368,305

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,555	212,213	255,058	273,966	295,489	334,713
	2	185,963	214,124	256,466	274,871	296,997	336,725
	3	187,471	216,135	257,974	275,676	298,607	338,736
	4	188,879	218,046	259,382	276,480	300,216	340,748
	5	190,388	220,058	260,589	276,983	301,523	342,759
	6	191,897	221,868	261,394	277,888	303,233	344,871
	7	193,405	223,678	262,199	278,592	304,842	346,883
	8	194,914	225,388	262,903	279,497	306,452	348,894
	9	196,121	227,098	263,607	280,403	308,061	350,403
	10	197,831	228,506	264,311	281,006	309,469	352,414
	11	199,440	229,813	265,115	281,911	310,676	354,325
	12	200,948	230,719	265,819	282,816	311,983	356,337
	13	202,356	232,127	266,624	283,722	313,190	358,248
	14	204,368	233,132	267,529	284,627	314,799	360,259
	15	206,480	234,138	268,334	285,532	316,408	362,271
	16	208,491	235,043	269,239	286,437	318,018	364,282
	17	210,503	236,150	269,742	287,443	319,526	366,193
	18	212,514	237,558	270,546	288,449	321,035	368,205
	19	214,627	238,966	271,351	289,454	322,544	370,317
	20	216,638	240,072	272,155	290,561	323,952	372,328
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	21	218,549	241,178	272,859	291,868	325,360	374,038
	22	220,259	242,788	273,564	293,276	326,768	376,150
	23	221,969	244,497	274,268	294,483	328,276	378,262
	24	223,678	245,905	275,072	295,690	329,684	380,274
	25	224,986	247,112	275,877	296,796	331,092	382,185
	26	226,293	248,420	276,581	298,204	332,500	383,794
	27	227,400	249,828	277,385	299,612	333,909	385,604
	28	228,405	251,135	278,190	301,020	335,317	387,414
	29	229,512	252,543	279,196	302,026	336,423	389,124
	30	230,316	253,549	280,302	303,334	337,932	390,834
	31	231,121	254,354	281,710	304,641	339,340	392,745
	32	231,825	255,058	282,917	305,848	340,848	394,455
	33	232,931	255,862	284,124	307,055	342,357	396,164
	34	234,138	256,767	285,431	308,463	343,865	397,874
	35	235,244	257,673	286,538	309,871	345,374	399,685
	36	236,250	258,377	287,745	311,279	346,883	401,394
	37	237,256	259,081	289,153	312,587	348,492	403,004
	38	238,563	259,986	290,259	313,894	350,101	404,713
	39	239,871	260,891	291,365	315,302	351,610	406,524
	40	241,078	261,796	292,371	316,710	353,118	408,334
	41	241,882	262,199	293,377	318,219	354,325	409,843
	42	242,888	263,003	294,584	319,627	355,834	411,351
	43	243,894	263,808	295,791	321,035	357,342	412,860
	44	244,900	264,512	296,997	322,342	358,751	414,167

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	245,905	265,216	298,104	323,147	360,159	415,274
	46	246,911	265,920	299,411	324,555	361,164	416,380
	47	247,816	266,624	300,719	325,963	362,572	417,486
	48	248,621	267,328	301,926	327,472	363,880	418,693
	49	249,426	268,032	303,032	328,578	365,187	420,001
	50	250,331	268,836	304,239	329,886	366,595	421,107
	51	251,236	269,541	305,446	331,193	367,903	422,314
	52	252,040	270,446	306,753	332,500	369,210	423,420
	53	252,644	271,351	308,161	333,808	370,719	424,627
	54	253,549	272,457	309,469	335,115	371,926	425,633
	55	254,454	273,564	310,776	336,423	373,032	426,739
	56	255,259	274,770	311,983	337,730	374,239	427,846
	57	255,963	275,977	312,788	338,636	375,345	428,952
	58	256,868	277,385	313,995	339,943	376,251	429,455
	59	257,472	278,693	315,202	341,150	377,256	430,058
	60	258,276	280,000	316,610	342,457	378,162	430,461
	61	258,980	281,207	317,716	343,463	378,765	431,064
	62	259,684	282,414	319,023	344,368	379,570	431,567
	63	260,388	283,520	320,230	345,475	380,374	431,969
	64	261,092	284,627	321,437	346,682	381,179	432,472
再雇 用職 員以 外の 職員	65	261,696	285,633	322,644	347,788	381,883	432,975
	66	262,400	286,839	323,952	348,995	382,587	433,377
	67	263,003	288,046	325,158	350,202	383,391	433,679
	68	263,607	289,052	326,365	351,207	384,095	433,981
	69	264,210	290,058	327,069	352,213	384,699	434,383
	70	264,813	291,466	328,176	353,219	385,302	
	71	265,618	292,773	329,282	354,325	386,006	
	72	266,423	293,980	330,187	355,432	386,610	
	73	267,630	294,986	331,294	356,236	387,314	
	74	268,736	296,293	331,998	357,342	387,817	
	75	269,742	297,500	333,104	358,449	388,420	
	76	270,747	298,707	334,210	359,455	388,923	
	77	271,653	300,015	335,317	360,159	389,325	
	78	272,558	301,222	336,523	360,963	389,929	
	79	273,463	302,429	337,630	361,768	390,432	
	80	274,368	303,635	338,736	362,472	390,733	
81	275,173	304,138	339,842	363,075	391,035		
82	276,078	305,345	340,949	363,578	391,538		
83	276,983	306,452	341,955	364,182	391,940		
84	277,587	307,558	343,061	364,684	392,242		
85	278,291	308,664	343,966	365,288	392,544		
86	278,995	309,871	344,972	365,791	393,047		
87	279,699	311,078	345,877	366,394	393,549		
88	280,403	312,184	346,883	366,897	393,952		

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	281,207	313,291	347,788	367,299	394,254	
	90	282,012	314,498	348,592	367,702	394,656	
	91	282,816	315,704	349,397	368,305	395,159	
	92	283,621	316,811	350,202	368,808	395,561	
	93	284,426	317,615	350,805	369,110	395,963	
	94	285,431	318,319	351,409	369,613		
	95	286,337	319,023	352,113	370,015		
	96	287,242	319,627	352,716	370,317		
	97	287,845	320,130	353,118	370,920		
	98	288,449	320,431	353,521	371,423		
	99	289,052	321,035	354,024	371,926		
	100	289,957	321,638	354,426	372,429		
	101	290,762	322,041	354,929	373,032		
	102	291,566	322,644	355,331	373,535		
	103	292,371	323,248	355,834	374,038		
	104	293,176	323,750	356,236	374,440		
	105	293,779	324,153	356,538	375,044		
	106	294,282	324,656	357,041	375,547		
	107	294,785	325,158	357,443	376,049		
	108	295,187	325,661	357,745	376,552		
再雇 用職 員以 外の 職員	109	295,388	326,064	358,248	377,156		
	110	295,690	326,466	358,751	377,558		
	111	295,891	326,768	359,253	378,061		
	112	296,193	327,069	359,756	378,564		
	113	296,495	327,371	360,259	379,167		
	114	296,696	327,773	360,762			
	115	296,997	328,176	361,265			
	116	297,199	328,477	361,667			
	117	297,500	328,679	362,070			
	118	297,802	328,980	362,472			
	119	298,104	329,383	362,975			
	120	298,406	329,584	363,478			
	121	298,707	329,785	363,880			
	122	299,110	330,087	364,383			
	123	299,411	330,388	364,886			
	124	299,814	330,690	365,388			
125	300,015	330,891	365,690				
126	300,216	331,193					
127	300,518	331,595					
128	300,920	331,796					
129	301,121	331,998					
130	301,423	332,199					
131	301,825	332,601					
132	302,227	332,802					

別表第3のウ 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	302,429	333,104				
	134	302,730	333,506				
	135	303,133	333,909				
	136	303,434	334,311				
	137	303,635	334,613				
	138	303,937	335,015				
	139	304,339	335,417				
	140	304,641	335,819				
	141	304,842	336,121				
	142	305,245	336,523				
	143	305,647	336,825				
	144	305,949	337,227				
	145	306,150	337,529				
	146	306,351	337,932				
	147	306,653	338,334				
	148	307,055	338,736				
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	149	307,256	339,038				
	150	307,457	339,440				
	151	307,759	339,842				
	152	308,061	340,245				
	153	308,463	340,546				
	154	308,664					
	155	308,865					
	156	309,167					
	157	309,469					
	158	309,771					
	159	310,072					
	160	310,374					
	161	310,776					
	162	311,078					
	163	311,380					
	164	311,681					
	165	312,084					
	166	312,385					
	167	312,687					
	168	312,989					
	169	313,391					
再 雇 用 職 員		237,457	257,874	265,115	275,374	291,768	329,181

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職 務 級 の 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,917	224,684	265,920	286,538
	2	179,124	226,394	267,428	287,946
	3	180,330	228,204	268,836	289,454
	4	181,537	229,914	270,245	290,762
	5	182,443	231,624	271,150	292,170
	6	183,951	233,334	272,357	293,880
	7	185,359	235,043	273,664	295,690
	8	186,767	236,351	274,972	297,500
	9	187,874	238,061	275,977	299,210
	10	189,282	239,569	277,084	301,121
	11	190,690	240,877	278,291	303,133
	12	192,098	242,084	279,196	304,943
	13	193,506	243,391	280,101	306,150
	14	194,813	244,698	281,308	308,262
	15	196,221	246,006	282,615	310,273
	16	197,529	247,213	283,923	312,184
	17	198,937	248,420	285,230	314,095
	18	200,244	249,627	286,839	315,805
	19	201,552	250,733	288,449	317,414
	20	202,658	251,739	289,857	319,124
再雇 用職 員以 外の 職員	21	203,664	252,443	291,064	320,834
	22	205,273	253,549	292,773	322,946
	23	206,882	254,756	294,081	324,957
	24	208,290	255,862	295,589	326,768
	25	209,900	257,069	297,299	328,679
	26	211,308	258,678	298,607	330,590
	27	212,716	260,187	300,115	332,400
	28	214,124	261,696	301,624	334,210
	29	215,833	263,104	302,630	336,021
	30	217,040	264,311	303,837	338,032
	31	218,448	265,417	305,245	339,943
	32	219,555	266,724	306,452	341,854
	33	220,661	267,831	307,658	343,463
	34	221,969	268,836	309,167	345,374
	35	223,175	270,043	310,475	347,084
	36	224,181	271,049	311,883	348,794
	37	225,187	272,055	313,391	350,001
	38	226,293	273,262	314,799	351,911
	39	227,400	274,268	316,207	353,822
	40	228,405	275,374	317,716	355,633
	41	229,311	276,480	319,023	357,544
	42	230,015	277,788	320,532	359,354
	43	230,819	279,296	322,041	361,064
	44	231,624	280,604	323,348	362,774

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職 務 の 級 別 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	232,328	282,012	324,354	364,483
	46	233,132	283,420	325,561	365,891
	47	234,038	284,828	326,768	367,299
	48	234,742	286,236	327,975	368,707
	49	235,345	287,644	328,980	369,713
	50	236,250	288,851	329,986	370,820
	51	237,256	290,058	330,791	371,825
	52	237,960	291,365	331,796	372,932
	53	238,362	292,371	332,500	373,636
	54	239,368	293,477	333,204	374,239
	55	239,971	294,584	333,909	374,943
	56	240,575	295,589	334,713	375,748
	57	241,279	296,796	335,317	376,552
	58	241,983	298,104	335,819	377,357
	59	242,687	299,411	336,423	378,162
	60	243,290	300,719	336,926	378,866
	61	243,894	301,825	337,328	379,670
	62	244,397	303,233	337,529	380,374
	63	244,900	304,440	338,032	381,078
	64	245,403	305,848	338,535	381,682
再雇 用職 員以 外の 職員	65	246,006	306,954	338,837	381,983
	66	246,811	308,161	339,239	382,587
	67	247,716	309,268	339,742	383,190
	68	248,420	310,374	340,144	383,894
	69	249,325	311,078	340,647	384,297
	70	250,230	312,184	341,150	385,001
	71	251,035	313,391	341,552	385,604
	72	251,638	314,598	342,055	386,208
	73	252,242	315,906	342,256	386,610
	74	253,147	316,610	342,759	387,213
	75	253,951	317,213	343,262	387,817
	76	254,655	317,817	343,664	388,420
	77	255,359	318,521	343,966	388,822
	78	256,265	319,225	344,368	389,325
	79	257,170	319,828	344,871	389,828
	80	257,773	320,431	345,273	390,432
	81	258,477	320,733	345,475	390,935
	82	258,980	321,035	345,776	391,337
	83	259,584	321,638	346,279	391,739
	84	260,187	321,940	346,682	392,141
	85	260,790	322,242	346,983	392,343
	86	261,595	322,544	347,285	392,544
	87	262,299	322,845	347,788	392,845
	88	263,003	323,147	348,190	393,147

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	263,506	323,549	348,492	393,348
	90	264,311	323,952	348,894	393,650
	91	265,115	324,253	349,296	393,952
	92	265,819	324,454	349,498	394,153
	93	266,222	324,957	349,799	394,354
	94	266,724	325,360		
	95	267,227	325,561		
	96	267,931	325,963		
	97	268,635	326,365		
	98	269,339	326,768		
	99	270,043	327,170		
	100	270,747	327,472		
	101	271,150	327,673		
	102	271,653	327,975		
	103	272,055	328,276		
	104	272,457	328,578		
	105	272,658	328,980		
	106	272,859	329,181		
	107	273,161	329,483		
	108	273,463	329,886		
再雇 用職 員以 外の 職員	109	273,765	330,288		
	110	274,066	330,590		
	111	274,368	330,992		
	112	274,569	331,294		
	113	274,871	331,595		
	114	275,173	331,998		
	115	275,474	332,299		
	116	275,877	332,500		
	117	276,178	332,702		
	118	276,480	333,003		
	119	276,882	333,406		
	120	277,285	333,808		
	121	277,486	334,009		
	122	277,687			
	123	278,089			
	124	278,391			
	125	278,592			
	126	278,894			
	127	279,296			
	128	279,699			
129	279,900				
130	280,302				
131	280,704				
132	281,006				

別表第3の工 医療職給料表(4)

職員 の 区分	職務 の 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	133	281,207			
	134	281,509			
	135	281,911			
	136	282,213			
	137	282,414			
	138	282,716			
	139	283,018			
	140	283,319			
再雇 用職 員以 外の 職員	141	283,520			
	142	283,722			
	143	283,923			
	144	284,224			
	145	284,627			
	146	284,828			
	147	285,130			
	148	285,431			
	149	285,733			
	150	285,934			
	151	286,236			
	152	286,437			
	153	286,739			
再雇 用職 員		203,664	243,391	257,773	291,064

別表第3の才 医療職給料表(5)

職員の 区分	職務 級の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607
再雇 用職 員以 外の 職員	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722
	32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532
	33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342
	34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153
	35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863
	36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572
	37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980
	38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288
	39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595
	40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003
	41	219,052	261,696	299,914	344,871	369,110
	42	220,158	262,903	301,523	346,782	370,015
	43	221,164	264,009	303,032	348,592	371,021
	44	222,170	265,115	304,541	350,403	372,127

別表第3の才 医療職給料表(5)

職員 の 区分	職 務 の 級 別 号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	223,075	266,222	306,150	351,911	372,932
	46	223,980	267,328	307,759	353,319	373,837
	47	224,885	268,434	309,368	354,728	374,742
	48	225,790	269,440	310,877	356,236	375,547
	49	226,696	270,446	311,782	357,745	376,351
	50	227,601	271,451	313,291	358,549	377,156
	51	228,506	272,457	314,799	359,555	377,960
	52	229,411	273,362	316,408	360,561	378,664
	53	230,216	274,268	318,018	361,466	379,368
	54	231,121	275,173	319,627	362,572	380,072
	55	232,026	276,078	321,135	363,478	380,776
	56	232,831	276,983	322,644	364,483	381,480
	57	233,132	277,888	324,052	365,388	381,983
	58	233,937	278,793	325,259	366,093	382,587
	59	234,641	279,699	326,365	366,797	383,190
	60	235,244	280,604	327,472	367,400	383,894
	61	235,848	281,610	328,176	367,802	384,297
	62	236,552	282,615	329,081	368,406	385,001
	63	237,155	283,520	329,886	369,110	385,604
	64	237,658	284,426	330,690	369,814	386,208
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	65	238,161	284,928	331,495	370,116	386,610
	66	238,664	285,633	331,897	370,820	387,213
	67	239,167	286,337	332,500	371,524	387,817
	68	239,770	287,242	333,204	372,127	388,420
	69	240,273	288,247	334,009	372,429	388,822
	70	240,776	289,052	334,713	373,032	389,325
	71	241,279	289,857	335,417	373,736	389,828
	72	241,782	290,661	336,021	374,340	390,432
	73	242,285	291,365	336,523	374,641	390,733
	74	242,788	291,868	337,127	375,245	391,136
	75	243,190	292,270	337,630	375,949	391,538
	76	243,693	292,673	338,233	376,552	391,940
	77	244,196	292,874	338,535	376,955	392,242
	78	244,698	293,176	339,038	377,457	392,544
	79	245,201	293,377	339,440	378,061	392,845
	80	245,704	293,679	339,842	378,564	393,047
	81	246,107	293,880	340,245	379,067	393,248
	82	246,609	294,081	340,748	379,670	393,549
	83	247,012	294,383	341,250	380,173	393,851
	84	247,414	294,584	341,753	380,475	394,052
	85	247,816	294,885	342,055	380,877	394,254
	86	248,219	295,187	342,457	381,380	394,555
	87	248,621	295,489	342,960	381,782	394,857
	88	249,023	295,791	343,363	382,185	395,058

別表第3の才 医療職給料表(5)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	249,426	296,092	343,664	382,587	395,259
	90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561
	91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863
	92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064
	93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265
	94		297,601	345,575		
	95		297,903	346,078		
	96		298,305	346,480		
	97		298,506	346,682		
	98		298,808	347,084		
	99		299,210	347,486		
	100		299,612	347,788		
	101		299,814	348,090		
	102		300,115	348,492		
	103		300,518	348,894		
	104		300,819	349,296		
再雇 用職 員以 外の 職員	105		301,020	349,799		
	106		301,322	350,202		
	107		301,725	350,604		
	108		302,026	351,006		
	109		302,227	351,509		
	110		302,630	351,911		
	111		303,032	352,213		
	112		303,334	352,515		
	113		303,535	353,018		
	114		303,736			
	115		304,038			
	116		304,440			
	117		304,641			
	118		304,842			
	119		305,144			
	120		305,446			
	121		305,848			
	122		306,049			
	123		306,351			
	124		306,653			
	125		306,954			
再雇 用職 員		189,785	217,443	257,673	277,184	292,371

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 級の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,945	201,351	221,164	261,696	287,141
	2	148,951	202,356	222,270	262,903	288,951
	3	149,957	203,362	223,175	263,908	290,561
	4	150,963	204,167	224,081	265,015	292,170
	5	152,069	204,871	225,086	265,719	293,779
	6	153,175	206,379	226,394	266,724	295,087
	7	154,282	207,687	227,601	267,630	296,193
	8	155,287	208,793	228,707	268,535	297,400
	9	156,192	210,101	230,015	269,138	298,607
	10	157,299	210,805	231,624	269,842	300,316
	11	158,405	211,609	233,132	270,647	302,026
	12	159,511	212,313	234,339	271,451	303,535
	13	160,417	213,420	235,446	272,256	304,842
	14	161,523	214,325	236,652	273,061	306,351
	15	162,730	215,230	237,859	273,865	307,759
	16	163,836	216,035	238,765	274,670	309,066
	17	164,943	216,940	239,368	275,374	310,575
	18	166,351	217,946	239,770	276,380	312,084
	19	167,658	218,851	240,173	277,285	313,693
	20	168,865	219,756	240,675	278,089	315,302
再雇 用職 員以 外の 職員	21	169,971	220,460	241,178	278,995	316,308
	22	171,178	221,265	242,486	279,598	317,716
	23	172,385	222,069	243,693	280,302	319,023
	24	173,592	222,673	244,598	281,006	320,331
	25	174,698	223,377	245,704	281,509	321,437
	26	176,207	223,879	246,911	282,213	322,845
	27	177,716	224,282	248,118	283,018	324,253
	28	179,224	224,785	249,325	283,722	325,661
	29	180,632	225,388	250,130	284,526	327,170
	30	182,040	226,394	251,236	285,431	328,377
	31	183,549	227,299	252,443	286,236	329,684
	32	185,058	227,902	253,549	287,041	330,891
	33	186,466	228,405	254,655	287,745	331,897
	34	188,175	229,411	255,561	288,650	332,802
	35	189,885	230,417	256,466	289,555	333,909
	36	191,595	231,423	257,472	290,460	335,015
	37	193,305	231,925	258,477	291,064	336,121
	38	194,411	233,032	259,282	291,868	337,127
	39	195,819	234,138	260,086	292,673	338,133
	40	196,925	235,144	260,992	293,477	339,138
	41	197,931	235,848	261,897	294,081	340,044
	42	199,339	236,854	262,802	295,087	340,949
	43	200,546	237,759	263,707	296,092	341,854
	44	201,753	238,563	264,713	296,997	342,759

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 級の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	203,262	239,368	265,316	297,702	343,664
	46	204,267	240,173	266,222	298,607	344,670
	47	205,173	240,877	267,227	299,512	345,676
	48	206,279	241,480	268,132	300,316	346,581
	49	207,385	242,084	269,138	300,920	347,486
	50	208,391	242,989	269,943	301,523	348,391
	51	209,296	243,894	270,747	302,127	349,296
	52	210,302	244,698	271,451	302,831	350,101
	53	211,408	245,604	272,055	303,434	350,906
	54	212,414	246,509	272,859	304,239	351,710
	55	213,319	247,112	273,664	304,943	352,515
	56	214,224	247,816	274,469	305,647	353,219
	57	215,129	248,621	275,072	306,250	353,923
	58	215,733	249,325	275,977	306,954	354,728
	59	216,437	250,029	276,882	307,658	355,532
	60	217,242	250,632	277,788	308,262	356,136
	61	218,046	251,236	278,693	308,865	356,840
	62	218,549	252,040	279,699	309,569	357,544
	63	219,052	252,845	280,503	310,273	358,248
	64	219,555	253,449	281,408	310,877	358,952
再雇 用職 員以 外の 職員	65	220,058	254,052	282,213	311,380	359,555
	66	220,661	254,555	283,018	311,883	360,058
	67	221,265	254,957	283,822	312,486	360,561
	68	221,767	255,359	284,526	313,089	361,064
	69	222,069	256,063	285,130	313,693	361,466
	70	222,371	256,566	285,934	314,095	
	71	222,673	256,969	286,739	314,598	
	72	222,974	257,270	287,443	315,101	
	73	223,175	257,472	288,147	315,403	
	74	223,578	257,773	288,851	315,906	
	75	223,879	258,176	289,555	316,408	
	76	224,282	258,578	290,360	316,811	
	77	224,483	258,880	290,862	317,012	
	78	224,986	259,282	291,365	317,314	
	79	225,288	259,684	291,768	317,615	
80	225,589	260,086	292,170	317,917		
	81	225,891	260,388	292,572	318,219	
	82	226,193	260,690	292,974	318,521	
	83	226,494	260,992	293,477	318,822	
	84	226,796	261,193	293,980	319,124	
	85	227,098	261,394	294,282	319,325	
	86	227,400	261,595	294,785	319,727	
	87	227,701	261,897	295,388	320,029	
	88	228,003	262,199	295,891	320,230	

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 級の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	228,305	262,400	296,193	320,431	
	90	228,707	262,601	296,696	320,733	
	91	229,009	262,903	297,199	321,035	
	92	229,311	263,104	297,500	321,337	
	93	229,512	263,405	297,903	321,538	
	94	229,813	263,707	298,406	321,840	
	95	230,115	264,009	298,908	322,141	
	96	230,417	264,210	299,411	322,342	
	97	230,618	264,411	299,713	322,544	
	98	230,920	264,713	300,115	322,845	
	99	231,121	264,914	300,618	323,147	
	100	231,423	265,216	301,121	323,348	
	101	231,724	265,518	301,523	323,549	
	102	231,925	265,719	301,926		
	103	232,227	266,020	302,227		
	104	232,529	266,322	302,529		
	105	232,831	266,523	302,831		
	106	233,334	266,724	303,233		
	107	233,635	267,026	303,635		
	108	233,937	267,227	304,038		
再雇 用職 員以 外の 職員	109	234,138	267,529	304,339		
	110	234,540	267,831	304,742		
	111	234,943	268,132	305,144		
	112	235,244	268,334	305,446		
	113	235,446	268,535	305,647		
	114	235,948	268,836	305,949		
	115	236,451	269,038	306,250		
	116	236,954	269,239	306,452		
	117	237,256	269,541	306,653		
	118	237,658	269,842	306,954		
	119	238,061	270,144	307,256		
	120	238,362	270,446	307,457		
	121	238,765	270,647	307,658		
	122		270,848	307,960		
	123		271,150	308,262		
	124		271,451	308,463		
125		271,653	308,664			
126		271,854	308,966			
127		272,155	309,268			
128		272,457	309,469			
129		272,658	309,670			
130		272,859	309,972			
131		273,161	310,273			
132		273,463	310,475			

別表第4 技能職給料表

職員の 区分	職務 級の 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職 員以外 の職員	133	円	円	円	円	円
	134		273,664	310,676		
	135		273,865			
	136		274,167			
	137		274,469			
再雇用職員		195,718	206,882	225,489	246,408	277,285

別表第5 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 室長の職務 2 副主幹の職務 3 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 課長の職務 3 困難な業務を行う室長又は副主幹の職務
6級	1 部長又は副局長の職務 2 困難な業務を行う課長又は主幹の職務
8級	事務局長の職務
9級	本部長の職務

(2) 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2級	相当高度の知識経験に基づき独自に研究を行う職務
3級	主任研究員の職務
4級	部長の職務
5級	副病院長、所長、センター長の職務

(3) 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 医師の職務
2級	1 循環器・脳脊髄センターの主任研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	1 循環器・脳脊髄センターの副病院長又は部長の職務 2 リハビリテーション・精神医療センターの副病院長、部長又は副部長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	1 循環器・脳脊髄センターの病院長の職務 2 リハビリテーション・精神医療センターの病院長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(4) 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士又は作業療法士の職務 6 言語聴覚士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 主任専門員の職務 3 副部長の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務

(5) 医療職給料表(3) 級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 副看護師長又は主任専門員の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 副部長又は看護師長の職務 2 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
6 級	部長の職務

(6) 医療職給料表(4) 級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	介護福祉士の職務
2 級	主任の職務 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	主査の職務 副主幹の職務
4 級	主幹の職務

(7) 医療職給料表(5) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 公認心理師の職務 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の職務
2 級	困難な業務を行う技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 室長の職務 2 主任専門員の職務 3 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う室長又は主任専門員の職務

(8) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
6 級	長期の経験に基づき極めて高度の技能を必要とする業務を行う職務

別表第6 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
0			6	10	14	16	
高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2	
		0	8	12	16	18	
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 研究職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒			7
			0		7
	短大卒業程度	短大卒		2.5	7
0			2.5	10	
高校卒業程度	高校卒		5	7	
		0	5	13	
その他		中学卒		6	7
			3	9	17

備考 生物学その他高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者のうち、理事長が定める者に対するこの表の適用については、その者の知識経験を考慮して理事長が別に定める。

(3) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	2
		0	0	5	8	10
	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線 技師	大学卒			5	3	2
		0	0	5	8	10
臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
診療エックス 線技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
	短大2卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
高校卒		5	5	3	2	
	0	5	10	13	15	
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師		7	7	8	
	養成所卒	0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(6) 医療職給料表(4)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
介護福祉士	短大卒		5.5	10.5	
		0	5.5	16	
	高校卒		8	11	
		0	8	19	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、資格を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(7) 医療職給料表 (5) 級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
0			6	10	14	16	
高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2	
		0	8	12	16	18	
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(8) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第7 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(2) 研究職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		2 級 5 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		博 士 課 程 修 了	2 級 33 号 給
		修 士 課 程 修 了	2 級 17 号 給
		高 校 卒	1 級 5 号 給

(3) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 6 卒	1 級 17 号 給

備考 この表の適用を受ける職員に第8条第6項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第6の医療職給料表(1) 級別資格基準表の備考の規定を準用する。

(4) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 19 号 給
	大 学 4 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 臨 床 工 学 技 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 15 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給

	短 大 卒	1 級 15 号 給
--	-------	------------

備考 別表第6の医療職給料表（2）級別資格基準表の備考に規定する職員に第8条第6項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

(5) 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 15 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。
- 3 この表の適用を受ける職員に第8条第6項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第6の医療職給料表（3）級別資格基準表の備考の規定を準用する。

(6) 医療職給料表（4）初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
短 大 卒	1 級 15 号 給
高 校 卒	1 級 5 号 給

(7) 医療職給料表（5）初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(8) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 21 号 給

別表第8 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第9 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	21	37	38	46	43	30	30	
55	22	38	39	47	44	30	30	
56	22	38	40	48	44	30	30	
57	23	39	41	49	45	31	30	
58	23	39	42	50	45	31	31	
59	24	40	43	51	46	31	31	
60	24	40	44	52	46	31	31	
61	25	41	45	53	47	31	31	
62	25	42	45	54	47	31		
63	26	43	45	55	48	31		
64	26	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	27	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	31		
69	29	47	47	61	50	31		
70	29	47	48	62	50	31		
71	29	48	48	63	50	31		
72	30	48	48	64	50	31		
73	30	49	49	65	50	31		
74	30	49	49	66	50	31		
75	31	49	49	67	50	31		
76	31	49	50	68	50	31		
77	31	49	50	68	51	31		
78	32	50	50	68	51	32		
79	32	50	51	68	51	32		
80	32	50	51	68	51	32		
81	33	50	51	69	51	32		
82	33	50	52	69	51	32		
83	33	51	52	69	51	32		
84	34	51	52	69	51	32		
85	34	51	53	69	51	33		
86	34	51	53	70	51			
87	35	51	53	70	51			
88	35	52	53	70	51			
89	35	52	54	71	52			
90	36	52	54	72	52			
91	36	52	54	73	52			
92	36	52	54	74	52			
93	37	53	55	75	53			
94		53	55					
95		53	55					
96		53	55					
97		53	55					
98		54	55					
99		54	55					
100		54	56					

別表第10 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
101		54	56					
102		54	56					
103		55	56					
104		55	56					
105		55	56					
106		55	56					
107		55	57					
108		56	57					
109		56	57					
110		56	57					
111		56	57					
112		56	57					
113		56	57					
114		56						
115		56						
116		56						
117		57						
118		57						
119		57						
120		57						
121		57						
122		57						
123		57						
124		57						
125		57						

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	17	10	26	19
43	18	11	27	20
44	18	12	28	20
45	19	13	29	21
46	19	14	29	21
47	20	15	30	22
48	20	16	30	22
49	21	17	31	23
50	22	17	31	23

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
51	23	17	32	24
52	24	18	32	24
53	25	18	33	25
54	25	18	34	25
55	26	19	35	26
56	26	19	36	26
57	27	19	37	26
58	27	20	37	26
59	28	20	37	27
60	28	20	38	27
61	29	21	38	27
62	29	21	38	28
63	29	22	39	28
64	30	22	39	28
65	30	23	39	29
66	30	23	40	29
67	31	24	40	29
68	31	24	40	30
69	31	25	41	30
70	32	25	41	30
71	32	25	42	31
72	32	26	42	31
73	33	26	42	31
74	33	26	42	
75	34	27	43	
76	34	27	43	
77	35	27	43	
78	35	28	44	
79	36	28	44	
80	36	28	44	
81	37	29	45	
82	37	30	45	
83	38	31	45	
84	38	32	46	
85	39	33	46	
86	39	33	46	
87	40	33	47	
88	40	33	47	
89	41	34	47	
90	41	34		
91	42	34		
92	42	34		
93	43	35		
94	43	35		
95	44	35		
96	44	35		
97	45	36		
98	46	36		
99	47	36		
100	48	36		

(2) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
101	49	37		
102	50	37		
103	51	37		
104	52	38		
105	53	38		
106	53	38		
107	53	38		
108	54	38		
109	54	39		
110	54	39		
111	55	39		
112	55	39		
113	55	39		
114	56	40		
115	56	40		
116	56	40		
117	57	40		
118	57	40		
119	58	41		
120	58	41		
121	59	41		

(3) 医療職給料表(1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26

(3) 医療職給料表(1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	25	30	34	30	30	25
47	26	31	35	31	31	25
48	26	32	36	32	32	25
49	27	33	37	33	33	25
50	27	34	38	33	33	25

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
51	28	35	39	34	33	26
52	28	36	40	34	34	26
53	29	37	41	35	34	26
54	29	38	42	35	34	26
55	30	39	43	36	35	26
56	30	40	44	36	35	26
57	31	41	45	37	35	27
58	31	42	46	37	36	27
59	32	43	47	38	36	27
60	32	44	48	38	36	27
61	33	45	49	39	37	27
62	33	46	50	39	37	27
63	34	47	51	40	38	28
64	34	48	52	40	38	28
65	35	49	53	41	39	28
66	35	50	54	41	39	
67	36	51	55	41	40	
68	36	52	56	42	40	
69	37	53	57	42	40	
70	37	53	58	42	40	
71	38	54	59	43	40	
72	38	54	60	43	41	
73	39	55	61	43	41	
74	39	55	61	44	41	
75	40	56	62	44	41	
76	40	56	62	44	41	
77	41	57	63	45	42	
78	41	57	63	45	42	
79	41	57	64	45	42	
80	42	58	64	45	42	
81	42	58	65	46	42	
82	42	58	65	46	43	
83	43	59	66	46	43	
84	43	59	66	46	43	
85	43	59	67	47	43	
86		60	67	47		
87		60	68	47		
88		60	68	47		
89		60	69	47		
90		60	70	48		
91		61	71	48		
92		61	72	48		
93		61	73	48		
94		61	73	48		
95		61	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	49		
98		62	74	49		
99		62	74	49		
100		62	74	50		

(4) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	50		
104		63	74	50		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	41	34	46	42	33
59	42	35	47	43	34
60	42	36	48	44	34
61	43	37	49	45	35
62	43	38	50	46	35
63	44	39	51	47	36
64	44	40	52	48	36
65	45	41	53	49	37
66	46	42	54	50	37
67	47	43	55	51	38
68	48	44	56	52	38
69	49	45	57	53	39
70	50	46	58	53	39
71	51	47	59	54	40
72	52	48	60	54	40
73	53	49	61	55	41
74	54	50	62	55	41
75	55	51	63	56	41
76	56	52	64	56	41
77	57	53	65	57	41
78	58	54	66	58	41
79	59	55	67	59	42
80	60	56	68	60	42
81	61	57	69	61	42
82	62	58	70	61	42
83	63	59	71	62	42
84	64	60	72	62	42
85	65	61	73	63	43
86	65	62	74	63	43
87	66	63	75	64	43
88	66	64	76	64	43
89	67	65	77	65	43
90	67	66	78	65	43
91	68	67	79	66	44
92	68	68	80	66	44
93	69	69	81	67	44
94	70	70	82	67	
95	71	71	83	68	
96	72	72	84	68	
97	73	73	85	68	
98	74	74	85	68	
99	75	75	86	69	
100	76	76	86	69	

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	81	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	82	85	95		
118	82	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	83	86	96		
122	83	86	96		
123	83	86	97		
124	84	86	97		
125	84	87	97		
126	84	87			
127	84	87			
128	84	87			
129	85	88			
130	85	88			
131	85	88			
132	86	88			
133	86	89			
134	86	89			
135	87	89			
136	87	90			
137	87	90			
138	88	90			
139	88	90			
140	88	90			
141	89	91			
142	89	91			
143	89	91			
144	89	91			
145	90	91			
146	90	92			
147	90	92			
148	90	92			
149	91	92			
150	91	92			

(5) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
151	91	93			
152	91	93			
153	92	93			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	1	10
19	1	1	11
20	1	1	12
21	1	1	13
22	1	1	14
23	1	1	15
24	1	1	16
25	1	1	17
26	2	2	18
27	3	3	19
28	4	4	20
29	5	5	21
30	6	6	22
31	7	7	23
32	8	8	24
33	9	9	25
34	10	10	26
35	11	11	27
36	12	12	28
37	13	13	29
38	14	14	30
39	15	15	31
40	16	16	32
41	17	17	33
42	17	18	33
43	18	19	34
44	18	20	34
45	19	21	35
46	19	22	35
47	20	23	36
48	20	24	36
49	21	25	37
50	21	26	37

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
51	22	27	38
52	22	28	38
53	23	29	39
54	23	30	39
55	24	31	40
56	24	32	40
57	25	33	41
58	26	34	41
59	27	35	41
60	28	36	42
61	29	37	42
62	29	38	42
63	30	39	43
64	30	40	43
65	31	41	43
66	31	42	44
67	32	43	44
68	32	44	44
69	33	45	45
70	33	46	45
71	34	47	45
72	34	48	45
73	35	49	46
74	35	50	46
75	36	51	46
76	36	52	46
77	37	53	46
78	37	54	46
79	38	55	46
80	38	56	47
81	39	57	47
82	39	57	47
83	40	57	47
84	40	58	47
85	41	58	47
86	42	58	47
87	43	59	48
88	44	59	48
89	45	59	48
90	45	60	48
91	46	60	48
92	46	60	48
93	47	61	48
94	47	61	
95	48	62	
96	48	62	
97	49	63	
98	49	63	
99	49	64	
100	50	64	

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
101	50	65	
102	50	66	
103	51	67	
104	51	68	
105	51	68	
106	52	68	
107	52	68	
108	52	68	
109	53	68	
110	53	68	
111	53	68	
112	53	68	
113	53	68	
114	54	68	
115	54	68	
116	54	68	
117	54	68	
118	54	68	
119	55	68	
120	55	68	
121	55	68	
122	55		
123	55		
124	56		
125	56		
126	56		
127	56		
128	56		
129	57		
130	57		
131	57		
132	58		
133	58		
134	58		
135	59		
136	59		
137	59		
138	59		
139	59		
140	59		
141	59		
142	59		
143	59		
144	59		
145	60		
146	60		
147	60		
148	60		
149	60		
150	60		

(6) 医療職給料表 (4) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
151	60		
152	60		
153	60		

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	21	37	38	46
55	22	38	39	47
56	22	38	40	48
57	23	39	41	49
58	23	39	42	50
59	24	40	43	51
60	24	40	44	52
61	25	41	45	53
62	25	42	45	54
63	26	43	45	55
64	26	44	46	56
65	27	45	46	57
66	27	45	46	58
67	28	46	47	59
68	28	46	47	60
69	29	47	47	61
70	29	47	48	62
71	29	48	48	63
72	30	48	48	64
73	30	49	49	65
74	30	49	49	66
75	31	49	49	67
76	31	49	50	68
77	31	49	50	68
78	32	50	50	68
79	32	50	51	68
80	32	50	51	68
81	33	50	51	69
82	33	50	52	69
83	33	51	52	69
84	34	51	52	69
85	34	51	53	69
86	34	51	53	70
87	35	51	53	70
88	35	52	53	70
89	35	52	54	71
90	36	52	54	72
91	36	52	54	73
92	36	52	54	74
93	37	53	55	75
94		53	55	
95		53	55	
96		53	55	
97		53	55	
98		54	55	
99		54	55	
100		54	56	

(7) 医療職給料表 (5) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
101		54	56	
102		54	56	
103		55	56	
104		55	56	
105		55	56	
106		55	56	
107		55	57	
108		56	57	
109		56	57	
110		56	57	
111		56	57	
112		56	57	
113		56	57	
114		56		
115		56		
116		56		
117		57		
118		57		
119		57		
120		57		
121		57		
122		57		
123		57		
124		57		
125		57		

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39

(8) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第10の2 降格時号給対応表
 (1) 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	34	18	18	10	10	14	14	18
3	35	19	19	11	11	15	15	19
4	36	20	20	12	12	16	16	20
5	37	21	21	13	13	17	17	21
6	38	22	22	14	14	18	18	22
7	39	23	23	15	15	19	19	23
8	40	24	24	16	16	20	20	24
9	41	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	54	37	37	29	29	34	33	45
22	56	38	38	30	30	36	34	45
23	58	39	39	31	31	38	35	45
24	60	40	40	32	32	40	36	45
25	62	41	41	33	33	42	38	45
26	64	42	42	34	34	44	40	45
27	66	43	43	35	35	46	42	45
28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	71	45	45	37	37	52	52	45
30	74	46	46	38	38	56	57	45
31	77	47	47	39	39	77	61	45
32	80	48	48	40	40	84	61	45
33	83	49	49	41	41	85	61	45
34	86	50	50	42	42	85	61	45
35	89	51	51	43	43	85	61	45
36	92	52	52	44	44	85	61	45
37	93	54	53	45	45	85	61	45
38	93	56	54	46	46	85	61	45
39	93	58	55	47	47	85	61	45
40	93	60	56	48	48	85	61	45
41	93	61	57	49	50	85	61	45
42	93	62	58	50	52	85	61	
43	93	63	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	77	75	57	66	85		
50	93	82	78	58	76	85		

別表第10の2 降格時号給対応表
 (1) 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
51	93	87	81	59	88	85		
52	93	92	84	60	92	85		
53	93	97	88	61	93	85		
54	93	102	92	62	93	85		
55	93	107	99	63	93	85		
56	93	116	106	64	93	85		
57	93	125	113	65	93	85		
58	93	125	113	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						

別表第10の2 降格時号給対応表
 (1) 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

(2) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	42	51	33	38
18	44	54	34	40
19	46	57	35	42
20	48	60	36	44
21	49	62	37	46
22	50	64	38	48
23	51	66	39	50
24	52	68	40	52
25	54	71	41	54
26	56	74	42	58
27	58	77	43	61
28	60	80	44	64
29	63	81	46	67
30	66	82	48	70
31	69	83	50	73
32	72	84	52	73
33	74	88	53	73
34	76	92	54	73
35	78	96	55	73
36	80	100	56	73
37	82	103	59	73
38	84	108	62	73
39	86	113	65	73
40	88	118	68	73
41	90	121	70	73
42	92	121	74	73
43	94	121	77	73
44	96	121	80	73
45	97	121	83	73
46	98	121	86	73
47	99	121	89	73
48	100	121	89	73
49	101	121	89	73
50	102	121	89	73

(2) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
51	103	121	89	73
52	104	121	89	73
53	107	121	89	73
54	110	121	89	73
55	113	121	89	73
56	116	121	89	73
57	118	121	89	73
58	120	121	89	73
59	121	121	89	73
60	121	121	89	73
61	121	121	89	73
62	121	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			

(2) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

(3) 医療職給料表 (1) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	47	41	49
26	51	42	50
27	55	43	51
28	59	44	52
29	62	45	53
30	64	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89

(3) 医療職給料表 (1) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

(4) 医療職給料表 (2) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
		2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	46	41	37	41	41	50
26	48	42	38	42	42	56
27	50	43	39	43	43	62
28	52	44	40	44	44	65
29	54	45	41	45	45	65
30	56	46	42	46	46	65
31	58	47	43	47	47	65
32	60	48	44	48	48	65
33	62	49	45	50	51	65
34	64	50	46	52	54	65
35	66	51	47	54	57	65
36	68	52	48	56	60	65
37	70	53	49	58	62	65
38	72	54	50	60	64	65
39	74	55	51	62	66	65
40	76	56	52	64	71	65
41	79	57	53	67	76	65
42	82	58	54	70	81	65
43	85	59	55	73	85	65
44	85	60	56	76	85	65
45	85	61	57	80	85	65
46	85	62	58	84	85	65
47	85	63	59	89	85	65
48	85	64	60	94	85	65
49	85	65	61	99	85	65
50	85	66	62	104	85	65

(4) 医療職給料表 (2) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
		2級	3級	4級	5級	6級
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	79	69	105	85	
58	85	82	70	105	85	
59	85	85	71	105	85	
60	85	90	72	105	85	
61	85	95	74	105	85	
62	85	100	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			

(4) 医療職給料表(2) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
		2級	3級	4級	5級	6級
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	18	26	14	18	22
3	19	27	15	19	23
4	20	28	16	20	24
5	21	29	17	21	25
6	22	30	18	22	26
7	23	31	19	23	27
8	24	32	20	24	28
9	25	33	21	25	29
10	26	34	22	26	30
11	27	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	58	65	53	57	78
42	60	66	54	58	84
43	62	67	55	59	90
44	64	68	56	60	93
45	65	69	57	61	93
46	66	70	58	62	93
47	67	71	59	63	93
48	68	72	60	64	93
49	69	73	61	65	93
50	70	74	62	66	93

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
51	71	75	63	67	93
52	72	76	64	68	93
53	73	77	65	70	93
54	74	78	66	72	93
55	75	79	67	74	93
56	76	80	68	76	93
57	77	81	69	77	93
58	78	82	70	78	93
59	79	83	71	79	93
60	80	84	72	80	93
61	81	85	73	82	93
62	82	86	74	84	93
63	83	87	75	86	93
64	84	88	76	88	93
65	86	89	77	90	93
66	88	90	78	92	93
67	90	91	79	94	93
68	92	92	80	98	93
69	93	93	81	102	93
70	94	94	82	106	
71	95	95	83	110	
72	96	96	84	112	
73	97	97	85	113	
74	98	98	86	113	
75	99	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	113	107	93	113	
82	118	110	94	113	
83	123	113	95	113	
84	128	116	96	113	
85	131	120	98	113	
86	134	124	100	113	
87	137	128	102	113	
88	140	132	104	113	
89	144	135	105	113	
90	148	140	106	113	
91	152	145	107	113	
92	156	150	110	113	
93	159	153	113	113	
94	162	153	116		
95	165	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		

(5) 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				

(5) 医療職給料表(3) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
151	169				
152	169				
153	169				

(6) 医療職給料表 (4) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	25	25	9
2	26	26	10
3	27	27	11
4	28	28	12
5	29	29	13
6	30	30	14
7	31	31	15
8	32	32	16
9	33	33	17
10	34	34	18
11	35	35	19
12	36	36	20
13	37	37	21
14	38	38	22
15	39	39	23
16	40	40	24
17	42	41	25
18	44	42	26
19	46	43	27
20	48	44	28
21	50	45	29
22	52	46	30
23	54	47	31
24	56	48	32
25	57	49	33
26	58	50	34
27	59	51	35
28	60	52	36
29	62	53	37
30	64	54	38
31	66	55	39
32	68	56	40
33	70	57	42
34	72	58	44
35	74	59	46
36	76	60	48
37	78	61	50
38	80	62	52
39	82	63	54
40	84	64	56
41	85	65	59
42	86	66	62
43	87	67	65
44	88	68	68
45	90	69	72
46	92	70	79
47	94	71	86
48	96	72	93
49	99	73	93
50	102	74	93

(6) 医療職給料表 (4) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
51	105	75	93
52	108	76	93
53	113	77	93
54	118	78	93
55	123	79	93
56	128	80	93
57	131	83	93
58	134	86	93
59	144	89	93
60	153	92	93
61	153	94	93
62	153	96	93
63	153	98	93
64	153	100	93
65	153	101	93
66	153	102	93
67	153	103	93
68	153	121	93
69	153	121	93
70	153	121	93
71	153	121	93
72	153	121	93
73	153	121	93
74	153	121	93
75	153	121	93
76	153	121	93
77	153	121	93
78	153	121	93
79	153	121	93
80	153	121	93
81	153	121	93
82	153	121	93
83	153	121	93
84	153	121	93
85	153	121	93
86	153	121	93
87	153	121	93
88	153	121	93
89	153	121	93
90	153	121	93
91	153	121	93
92	153	121	93
93	153	121	93
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		

(6) 医療職給料表 (4) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		

(7) 医療職給料表 (5) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	17	17	9
2	34	18	18	10
3	35	19	19	11
4	36	20	20	12
5	37	21	21	13
6	38	22	22	14
7	39	23	23	15
8	40	24	24	16
9	41	25	25	17
10	42	26	26	18
11	43	27	27	19
12	44	28	28	20
13	45	29	29	21
14	46	30	30	22
15	47	31	31	23
16	48	32	32	24
17	49	33	33	25
18	50	34	34	26
19	51	35	35	27
20	52	36	36	28
21	54	37	37	29
22	56	38	38	30
23	58	39	39	31
24	60	40	40	32
25	62	41	41	33
26	64	42	42	34
27	66	43	43	35
28	68	44	44	36
29	71	45	45	37
30	74	46	46	38
31	77	47	47	39
32	80	48	48	40
33	83	49	49	41
34	86	50	50	42
35	89	51	51	43
36	92	52	52	44
37	93	54	53	45
38	93	56	54	46
39	93	58	55	47
40	93	60	56	48
41	93	61	57	49
42	93	62	58	50
43	93	63	59	51
44	93	64	60	52
45	93	66	63	53
46	93	68	66	54
47	93	70	69	55
48	93	72	72	56
49	93	77	75	57
50	93	82	78	58

(7) 医療職給料表 (5) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
51	93	87	81	59
52	93	92	84	60
53	93	97	88	61
54	93	102	92	62
55	93	107	99	63
56	93	116	106	64
57	93	125	113	65
58	93	125	113	66
59	93	125	113	67
60	93	125	113	68
61	93	125	113	69
62	93	125	113	70
63	93	125	113	71
64	93	125	113	72
65	93	125	113	73
66	93	125	113	74
67	93	125	113	75
68	93	125	113	80
69	93	125	113	85
70	93	125	113	88
71	93	125	113	89
72	93	125	113	90
73	93	125	113	91
74	93	125	113	92
75	93	125	113	93
76	93	125	113	93
77	93	125	113	93
78	93	125	113	93
79	93	125	113	93
80	93	125	113	93
81	93	125	113	93
82	93	125	113	93
83	93	125	113	93
84	93	125	113	93
85	93	125	113	93
86	93	125	113	93
87	93	125	113	93
88	93	125	113	93
89	93	125	113	93
90	93	125	113	93
91	93	125	113	93
92	93	125	113	93
93	93	125	113	93
94	93	125		
95	93	125		
96	93	125		
97	93	125		
98	93	125		
99	93	125		
100	93	125		

(7) 医療職給料表 (5) 降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
101	93	125		
102	93	125		
103	93	125		
104	93	125		
105	93	125		
106	93	125		
107	93	125		
108	93	125		
109	93	125		
110	93	125		
111	93	125		
112	93	125		
113	93	125		
114	93			
115	93			
116	93			
117	93			
118	93			
119	93			
120	93			
121	93			
122	93			
123	93			
124	93			
125	93			

(8) 技能職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	26
10	46	18	38	28
11	47	19	39	30
12	48	20	40	32
13	49	21	41	33
14	50	22	42	34
15	51	23	43	35
16	52	24	44	36
17	53	26	45	38
18	54	28	46	40
19	55	30	47	42
20	56	32	48	44
21	57	33	49	46
22	58	34	50	48
23	59	35	51	50
24	60	36	52	52
25	61	37	53	54
26	62	38	54	56
27	63	39	55	58
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	46	61	72
34	70	48	62	76
35	71	50	63	80
36	72	52	64	86
37	73	53	65	92
38	74	54	66	98
39	75	55	67	101
40	76	56	68	101
41	77	57	69	101
42	78	58	70	101
43	79	59	71	101
44	80	60	72	101
45	83	61	73	101
46	86	62	74	101
47	89	63	75	101
48	92	64	76	101
49	95	66	77	101
50	98	68	78	101

(8) 技能職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
51	101	70	79	101
52	106	72	80	101
53	111	75	81	101
54	116	78	82	101
55	121	81	83	101
56	121	84	84	101
57	121	87	85	101
58	121	90	86	101
59	121	93	87	101
60	121	96	88	101
61	121	99	90	101
62	121	102	92	101
63	121	105	94	101
64	121	108	96	101
65	121	112	98	101
66	121	116	100	101
67	121	137	102	101
68	121	137	104	101
69	121	137	105	101
70	121	137	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	

(8) 技能職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第11

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
循環器・脳脊髄センター	1	診療放射線技師及び診療エックス線技師	3
	2	放射線医学研究部に勤務し、常時核医学研究に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	3	病理細菌技術者	
	4	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
	5	放射線医学研究部に勤務し、常時核医学研究に直接従事することを本務とする職員(2に掲げる者を除く。)	
	6	放射線医学研究部に勤務する医師で2及び5に掲げる者以外のもの(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	7	放射線医学研究部に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員(2に掲げる者を除く。)	
	8	脳神経病理学研究部、放射線科診療部、臨床病理部若しくは臨床検査部に勤務する医師(医療職給料表(1)の3級又は4級の職務にある者を除く。)	
	9	脳神経病理学研究部に勤務する技能職員で常時危険な病原体等を直接取り扱う業務の補助業務に従事するもの	
	10	看護師、准看護師及び介護福祉士	1
	11	放射線医学研究部に勤務する医師(2、5及び6に掲げる者を除く。)	
	12	脳神経病理学研究部、放射線科診療部、臨床病理部若しくは臨床検査部に勤務する医師(8に掲げる者を除く。)	
リハビリテーション・精神医療センター	1	精神科診療部、認知症診療部及び診療支援部の放射線の業務に従事する医師(病院長及び副病院長を除く。)	2
	2	診療放射線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
	3	精神病患者又は認知症患者を専ら入院させる病棟に勤務する看護師及び介護福祉士	
	4	公認心理師	1
	5	医師(病院長及び副病院長並びに1に掲げる者を除く。)	
	6	看護師及び介護福祉士(3に掲げる者を除く。)	

別表第11の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,300円
3級	10,900円
4級	11,700円
5級	14,500円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

6 医療職給料表(4)

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円
2 級	9,300円
3 級	9,600円
4 級	10,600円

7 医療職給料表(5)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円

8 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第11の3

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,300円
5級	8,800円
6級	9,500円
7級	10,800円
8級	11,800円
9級	13,300円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	7,800円
3級	8,600円
4級	9,800円
5級	11,600円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,400円
4級	7,800円
5級	8,500円
6級	9,800円
7級	11,000円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

6 医療職給料表(4)

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,200円
3 級	7,700円
4 級	8,700円

7 医療職給料表(5)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,300円
5 級	8,800円

8 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

別表第12 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
循環器・脳脊髄センター	病院長	一種
	副病院長 所長 センター長	二種
	部長（薬剤部長、看護部長を除く）	三種
	主任研究員 薬剤部長 看護部長	四種
	課長	五種
	副部長 室長 技師長	六種
	看護師長	七種
	リハビリテーション・精神医療センター	病院長
副病院長		二種
部長（薬剤部長及び看護部長を除く） 副部長（看護部副部長を除く）		三種
薬剤部長 看護部長		四種
課長		五種
看護部副部長 室長 技師長		六種
看護師長		七種
本部		本部長
	局長	二種
	副局長	三種
	課長	五種
	室長	六種

別表第12の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	一種	119,900円
8級	二種	84,600円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円
3級	五種	35,700円

2 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	一種	129,300円
	二種	103,400円
4級	三種	80,600円
	四種	71,700円
	五種	62,700円
3級	四種	65,000円
	五種	56,900円

3 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円
2級	四種	76,400円

4 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	四種	66,500円
5級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4級	五種	41,800円
	六種	35,800円
	七種	29,900円

5 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	四種	69,300円
5級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

6 医療職給料表(4)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	五種	55,000円
3級	六種	42,400円
	七種	35,300円

7 医療職給料表(5)

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円
3級	五種	35,700円

別表第12の3 役職手当を支給する職及び支給額

組織	職	役職手当の額
本部	リーダー	5,000円
循環器・脳脊髄センター及びリハビリテーション・精神医療センター	医 長	15,000円
	リーダー	5,000円

別表第13 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	309,200
1年以上2年未満	309,200
2年以上3年未満	309,200
3年以上4年未満	309,200
4年以上5年未満	309,200
5年以上6年未満	309,200
6年以上7年未満	309,200
7年以上8年未満	309,200
8年以上9年未満	309,200
9年以上10年未満	309,200
10年以上11年未満	309,200
11年以上12年未満	309,200
12年以上13年未満	309,200
13年以上14年未満	309,200
14年以上15年未満	309,200
15年以上16年未満	309,200
16年以上17年未満	305,900
17年以上18年未満	302,600
18年以上19年未満	299,300
19年以上20年未満	296,000
20年以上21年未満	292,700
21年以上22年未満	279,700
22年以上23年未満	265,700
23年以上24年未満	252,200
24年以上25年未満	238,300
25年以上26年未満	224,600
26年以上27年未満	207,000
27年以上28年未満	189,900
28年以上29年未満	172,600
29年以上30年未満	155,000
30年以上31年未満	137,000
31年以上32年未満	118,700
32年以上33年未満	100,800
33年以上34年未満	76,200
34年以上35年未満	51,900
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第14

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上 6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上 8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上 10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上 12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上 16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上 18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上 20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上 22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上 24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上 26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上 28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上 30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上 32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上 34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上 36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上 38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上 40キロメートル未満	22,300	
40キロメートル以上 42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上 44キロメートル未満	24,600	

44キロメートル以上 46キロメートル未満	25,700
46キロメートル以上 48キロメートル未満	26,800
48キロメートル以上 50キロメートル未満	28,000
50キロメートル以上 52キロメートル未満	29,100
52キロメートル以上 54キロメートル未満	30,300
54キロメートル以上 56キロメートル未満	31,400
56キロメートル以上 58キロメートル未満	32,600
58キロメートル以上 60キロメートル未満	33,700
60キロメートル以上 62キロメートル未満	34,800
62キロメートル以上 64キロメートル未満	36,000
64キロメートル以上 66キロメートル未満	37,100
66キロメートル以上 68キロメートル未満	38,300
68キロメートル以上 70キロメートル未満	39,400
70キロメートル以上 72キロメートル未満	40,600
72キロメートル以上 74キロメートル未満	41,700
74キロメートル以上 76キロメートル未満	42,800
76キロメートル以上 78キロメートル未満	44,000
78キロメートル以上 80キロメートル未満	45,100
80キロメートル以上 82キロメートル未満	46,300
82キロメートル以上 84キロメートル未満	47,400
84キロメートル以上 86キロメートル未満	48,600
86キロメートル以上 88キロメートル未満	49,700
88キロメートル以上 90キロメートル未満	50,800
90キロメートル以上	51,400

別表第15 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級9級及び8級の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
研究職給料表	職務の級5級の職員	100分の20
	職務の級4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員及び 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級3級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15 (職務の級4級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の20)
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(4)	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員	
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(5)	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第16 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0